

令和5年7月～令和7年6月

クリーン仙台推進員 クリーンメイト

活動の手引き



はじめに

「クリーン仙台推進員」・「クリーンメイト」の皆さまは、市と地域の皆さまの架け橋となっていたいただき、ごみの減量・リサイクルの推進などを周知、啓発していただくほか、皆さまがお住いの地域の環境美化に取り組んでいただけた地域のリーダーです。

仙台市では、「“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして」の考え方のもと、令和3年度から仙台市一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和12年度までに1人1日あたりの家庭ごみ排出量を400グラムまで減らすことや、家庭ごみに占める資源物の割合を30%まで引き下げる目標として掲げています。

令和3年度に仙台市が行った家庭ごみの調査では、家庭ごみとして出されたもののうち、42%が「紙類」・「プラスチック製容器包装」など分別すれば資源としてリサイクルできる資源物という結果となりました。

仙台市では、さらなるごみ減量・リサイクルに向けて、令和5年4月から、これまで焼却処理されていた製品プラスチックを資源として収集し、リサイクルする事業を開始しています。今まで同じプラスチック素材でも容器包装以外のものは「家庭ごみ」への分別をお願いしておりましたが、プラスチック素材100%の製品であれば、「プラスチック資源」として出せるようになりました。プラスチックの分別・リサイクルを進めることは、資源の有効利用のみならず、海洋プラスチックの削減や地球温暖化対策の観点からも重要です。

ごみの適正な排出や減量・リサイクルを推進するためには、分別・リサイクルの必要性や正しい分別方法などを地域の方々に知ってもらうことが大切であり、推進員・メイトの皆さんにおかれましては、地域の状況に合わせた取り組みをお願いしたいと考えております。

この手引きは、推進員・メイトの皆さんのが、地域の活動を続けていく際の参考としていただくために作成したものです。活動していくうえでよくある質問や地域特性に合った活動の工夫をされている事例等を掲載いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

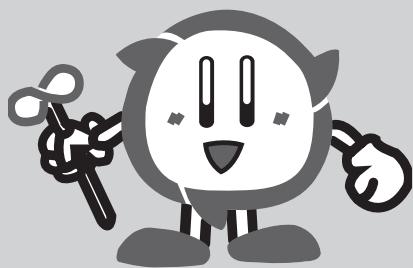
今後も、推進員・メイトの皆さんと力を合わせて、さらなるごみ減量・リサイクルに取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

令和5年7月

ごみ減量・リサイクル推進啓発キャラクター「メビウスちゃん」

リサイクルマークをモチーフとした「メビウスちゃん」は、平成7年9月、一般公募によって生まれました。再生のシンボルが歩き出した姿をイメージし、右手には無限（無限の再生）を意味するメビウスの帯を象徴した杖を持っています。

メビウスちゃんは、ごみ減量・リサイクルを目指すクリーン仙台推進員・クリーンメイトのベストのデザインや情報誌の名称にも使われています。



目 次

第Ⅰ章 クリーン仙台推進員制度の概要

1	目的	1
2	クリーン仙台推進員・クリーンメイトの委嘱	1
3	主な活動内容	3
4	推進員活動における市の支援	5

第Ⅱ章 仙台市のごみ減量の目標と取り組み

1	仙台市一般廃棄物処理基本計画について	9
2	データでみる仙台市のごみと資源物の状況	10
3	資源とごみの分け方・出し方に関するよくある質問	11

第Ⅲ章 活動事例紹介

1	推進員活動のすすめ - 地域住民への働き掛け方はいろいろ	20
2	活動知恵袋	24
3	活動事例（保存版）	26

資料集

1	クリーン仙台推進員設置要綱	44
2	クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱	45
3	クリーン仙台推進員制度のあゆみ	46
	お問い合わせ先一覧	47
	推薦書等（様式）	48

※本誌では、クリーン仙台推進員を「推進員」、クリーンメイトを「メイト」、ごみ集積所を「集積所」と記載します（表題を除く）

第Ⅰ章 クリーン仙台推進員制度の概要

1 // 目的

ごみと資源物を正しく分別してマナーを守って出すこと、資源物はリサイクルするなど、ごみの適正な排出や減量を推進するためには、各家庭・地域での日頃の継続した取り組みが欠かせません。

「クリーン仙台推進員制度」は、町内会等団体の代表者から推薦された方々を「クリーン仙台推進員」とより「クリーンメイト」に委嘱して、地域におけるごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みのリーダー的役割を担っていただき、市民と行政が連携して、快適な生活環境づくりを効果的に推進していくことを目的としています。

2 // クリーン仙台推進員・クリーンメイトの委嘱

(1) クリーン仙台推進員とは

ごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みにおいて、市と地域住民とのパイプ役として、また地域のリーダーとして、地域の実情に合わせて中心的に活動していただく方です。

仙台市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8で規定する「廃棄物減量等推進員」として位置付けています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（廃棄物減量等推進員）

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(2) クリーンメイトとは

クリーン仙台推進員（以下「推進員」）をサポートし、一緒に活動していただく方です。

(3) 推薦および委嘱

① 推薦・委嘱方法

町内会等団体の代表者からの推薦に基づき、市長が委嘱します。

② 委嘱者数

推進員は、町内会等に加入している世帯数によって、委嘱人数に上限があります。

クリーンメイト（以下「メイト」）は、委嘱人数に制限がありません。地域の活動実態に合わせて推薦いただけます。

推進員の委嘱可能人数

- 500世帯未満の町内会等 = 5名以内
- 500世帯以上の町内会等 = 10名以内

③ 任期

2年間（令和5年7月1日～令和7年6月30日）

※途中で委嘱された場合の任期は、「委嘱された日～令和7年6月30日」となります。

④ 配布物

ベストと名札を配布します。身分を明らかにするためにも、推進員活動の際には着用してください。



▲ベストと名札

⑤ 任期途中の退任・変更・推薦

所定の様式（48～51ページをコピーして使用してください。仙台市ホームページからもダウンロードできます）に記入し、団体代表者（町内会等）から、お住まいの区の環境事業所にご提出ください。

※推進員・メイトの推薦や退任は隨時受け付けていますが、毎月25日（25日が土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日）までに受け付けた分を翌月1日付で委嘱します。

3 // 主な活動内容 ※できるところから、活動をお願いします

(1)ごみの適正な分別・排出およびリサイクルの促進に関する活動

ごみの適正な分別や排出、リサイクルを促進するためには、地域の皆さんに、分別・リサイクルの必要性やごみと資源物の正しい分別方法などを知ってもらうことが大切です。町内会報への掲載やポスター・チラシの作成、勉強会の企画などの方法で、ごみ分別等の広報・啓発をお願いします。

◆例◆ 集積所の見回りや点検

回覧用チラシや集積所への掲示物の作成

地域の皆さんを対象とした、ごみ分別勉強会の企画・開催

環境施設見学会の企画・開催



◆集積所掲示用ポスター

(2)ごみ集積所排出実態調査の実施

自分が住む地域のごみの排出状況を知ることで、問題点を把握し、以後の推進員活動の手掛かりとしていただきことを目的とした調査で、毎年秋に実施をお願いしています。地域の方々にも参加を呼び掛けて一緒にごみの排出状況を確認してもらうことで、出し方マナーの改善につながるほか、推進員やメイトの活動を知ってもらうこともできます。



◆調査風景
調査は、袋の外観から目視で行います

(3) 不法投棄巡回活動

不法投棄されやすい場所の見回りなど、不法投棄をされない環境づくりにご協力をお願いします。

不法投棄を発見した場合には

不法投棄を発見した区の環境事業所または産廃 110 番へご連絡ください。
(連絡先は 47 ページ)

※放置自転車・バイク・自動車を見つけたときは、最寄りの警察署または交番にご連絡ください。

(4) 生活環境を清潔に保つための活動

きれいな環境はごみを捨てにくく、また、住人も排出ルールを守り、分別の割合も高くなります。地域の実情に合わせて、地域の生活環境を清潔に保つための活動をお願いします。

《例》 集積所の清掃や清掃当番制の実施

集積所の改修（鳥獣対策のための工作物の製作など）

地域清掃の企画・実施



◀集積所の清掃

(5) 活動報告書の提出

推進員の皆さんには、年1回、活動報告書として活動内容や頻度をご報告いただきます。報告書提出の依頼文を年度末に郵送いたしますので、期限までの提出をお願いします。

●活動は無償となりますので、ご了承ください。

●仙台市内で行う推進員・メイトの活動において、万一事故に遭われた場合には、仙台市が実施・運営する「市民活動補償制度」が適用されます。各区まちづくり推進課、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課が窓口となりますので、事故発生から 30 日以内に連絡してください。(連絡先は 47 ページ)

(1) 情報の提供

①活動の手引き（本誌。委嘱時に配布）

クリーン仙台推進員制度の概要や取り組み事例などを掲載しています。

②仙台メビウス通信（年4回）

推進員向けに開催した研修会等の様子や環境局からのお知らせを掲載しているほか、推進員・メイトの皆さん地域での活動内容などを紹介しています。推進員・メイトの皆さんほか、皆さんの日頃の活動内容をお知らせするために、団体代表者（町内会長等）にも郵送しています。

※その他、ごみの排出状況や分別・リサイクルなどに関する情報を随時提供します。

(2) 各種研修会の開催

推進員活動を行うに当たって有益な知識や手法を身に付けていただくため、さまざまなテーマ・形式で研修会を開催しています。推進員同士の交流や情報交換を図る場にもなりますので、ぜひご参加ください。（適宜、ご案内を郵送いたします）



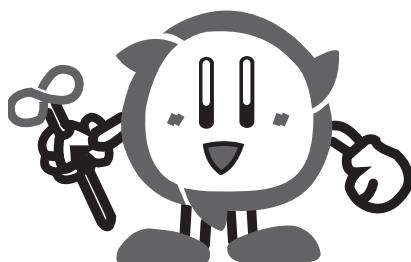
▲ごみ分別体験研修会



▲ワークショップ形式での研修会



▲環境施設見学会



(3) 集積所を清潔に保つために

環境事業所では、地域の実情に応じた啓発ポスターの製作や鳥獣・飛散対策用ネットの設置など、より使いやすい集積所へ改良するお手伝いをしています。

広いスペースがないごみ集積所の鳥獣対策に、「ハンサムネット」はいかがですか

鳥獣対策として有効な集積所用ネットですが、歩道や道路上に設置された集積所では、ごみ袋がネットにきちんと覆われずカラスや猫に荒らされたり、ネットが歩道を占領して通行の妨げとなったりすることがあります。その解決策として、環境事業所が町内会と協力して考案したのが「ハンサムネット」です。

ハンサムネットは、フェンスやブロック塀に直接設置できるように集積所用ネットを袋状に改良したもので、①鳥獣対策に効果的、②通行の支障が少ない、③設置や管理が安価で容易、という利点を兼ね備えています。

ハンサムネットについて詳しくは、お住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。



▲ハンサムネットは、集積所の状況に合わせて、形状を工夫しています

(4) 団体主催行事への支援(問い合わせ先は47ページ)

①環境事業所によるごみ分別出前講座

普段、家庭から出るごみを想定した模擬ごみを使って分別体験ができる「ごみ分別キット」などを使いながら、ごみの排出ルールや資源のリサイクルについて、職員が分かりやすく説明します。町内会のご都合に合わせて、内容・時間等を調整しますので、ご相談ください。

◆〔申・問〕お住まいの区の環境事業所



▲出前講座では、ごみの分別をゲーム感覚で楽しく学ぶメニューなども用意しています

②市政出前講座

環境局が行っている事業などについて、職員が地域に出向いて説明します。

◆〔申・問〕市民局広聴課

環境局で実施している主なテーマ(主な内容)

- 生活ごみの分け方、出し方（生活ごみの種類と分け方、模擬ごみによる分別体験）
- みんなですすめよう！3R（仙台市のごみ・資源物処理の現状、ごみ減量・リサイクルが大切な理由）
- 地球温暖化と私たちにできること（地球温暖化の現状と仙台市の取り組み、せんだいE-Action）
- 食品ロスの削減について（食品ロスの現状や食品ロス削減に向けた取り組み）

※上記以外のテーマもあります。詳しくは仙台市ホームページをご覧いただくなか、お問い合わせください。

③環境施設を見る会

- ・対象＝町内会、子ども会などの団体（ただし15名以上 40名以下）
- ・運行日＝火～金曜日（祝休日、年末年始を除く）
- ・時間＝午前10時～午後3時で希望する時間
- ・見学場所＝ごみ焼却工場、資源化センターほか環境に関する施設
- ・利用料＝無料。昼食は各団体で準備
- ・見学先、運行日程など、詳しくはお問い合わせください

◆〔申・問〕家庭ごみ減量課（申し込みは利用日の6カ月前から）



◀プラスチック資源から不適物を選別している様子
家庭から出たごみの処理・リサイクルまでの流れを知ることができます

④環境について学ぶために

◆せんだい環境学習館たまきさんサロン

環境についての学習、活動の場としてご利用いただけます。環境に関する多様なテーマの講座の開催や、環境に関する図書の貸し出しも行っています。

- ・開館時間＝平日10：00～20：30、土日祝10：00～17：00
 - ・休館日＝月曜日（月曜日が休日の場合は、その翌日）、祝日の翌日、年末年始
- 〔申・問〕たまきさんサロン(TEL)214-1233

仙台市青葉区荒巻字青葉468-1
東北大学大学院環境科学研究所本館1階



◀たまきさんサロン
セミナー会場や勉強会などに無料で利用できます
(予約制)

◆エコステーションキットの貸出

- ・対象＝市内で飲食を伴うイベントを主催する団体
- ・貸出内容＝回収ボックス4台、ポリバケツ2個（割り箸回収・洗浄用）、分別表示板6枚、表示のぼり1枚
- ・利用料＝無料
- ・貸出には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください
- ◆〔申・問〕家庭ごみ減量課（申し込みは利用日の6カ月前から）

⑤地域清掃ごみ袋の配布

公共の道路や集積所の散乱ごみを清掃する場合にお使いいただける「地域清掃ごみ袋」を配布しています。

※清掃後の地域清掃ごみ袋の収集について

- ◆少量の場合：お持ち帰りの上、家庭ごみの日に出してください。
- ◆多量の場合：事前に、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。



▲エコステーションキット
イベントで出るごみの分別に必要な物品がそろっています



▲地域清掃ごみ袋
サイズは2種類（大と小）あります

地域清掃ごみ袋の配布場所

各区まちづくり推進課、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課、各環境事業所、家庭ごみ減量課

第Ⅱ章 仙台市のごみ減量の目標と取り組み

1 仙台市一般廃棄物処理基本計画について

仙台市では、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、資源循環都市づくりに向け、ごみ減量などに関する目標を掲げ、市民や事業者の皆さまと協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進しています。

このたび、令和3年度から12年度までを計画期間とする新たな計画を策定し、プラスチックごみや食品ロス削減など喫緊の課題に重点的に取り組みながら、持続可能な資源循環都市を目指し、一層の取り組みを進めることとしています。

計画の概要

① 基本的な考え方

“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

② 基本方針と主な施策

基本方針①

発生抑制を中心とした 3Rの推進

「モッタタイナイ」の心を育て、3Rによるごみの減量とリサイクル推進に取り組みます

- ◇プラスチックごみの削減
- ◇食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル
- ◇雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底

など

基本方針②

わかりやすい情報発信と 行動する人づくり

3Rやまち美化の担い手づくりに向けた、市民・事業者への適切な情報発信を進めます

- ◇環境教育の推進
- ◇クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携
- ◇地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

など

基本方針③

安全安心かつ安定的な 処理体制の確保

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定的かつ効率的な処理体制を構築します

- ◇ごみの適正処理体制の確立
- ◇感染症のまん延時における自立的な処理体制の構築

など

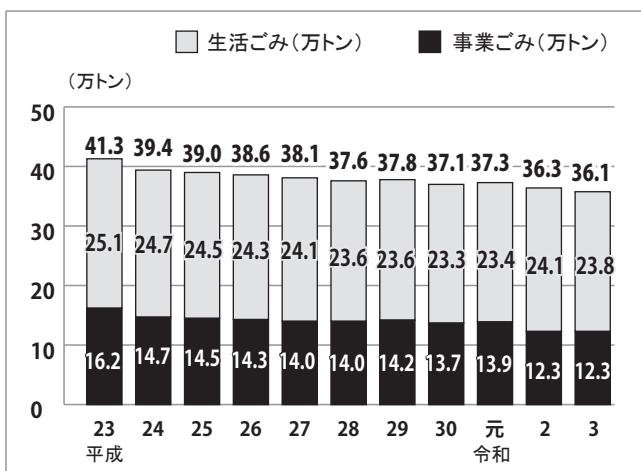
③ 基本目標

基本目標	基準値 (R元年度)	中間目標 (R7年度)	最終目標 (R12年度)
①ごみ総量	37.3万トン	6%削減 → 35万トン 12%削減 → 33万トン	
②最終処分量	5.2万トン	6%削減 → 4.9万トン 12%削減 → 4.6万トン	
③1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463グラム	7%削減 → 430グラム 14%削減 → 400グラム	
④家庭ごみに占める資源物の割合	42.5%	7.5ポイント引き下げ → 35% 12.5ポイント引き下げ → 30%	

基本目標に係るデータについては、次ページをご覧ください。

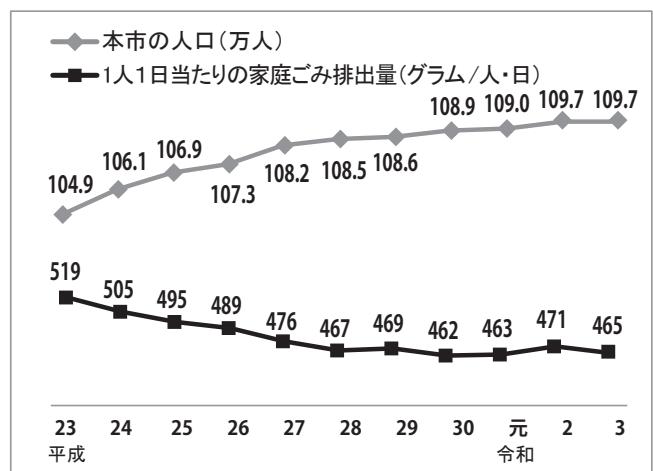
2 データでみる仙台市のごみと資源物の状況

■家庭や事業所から出されたごみ量の推移

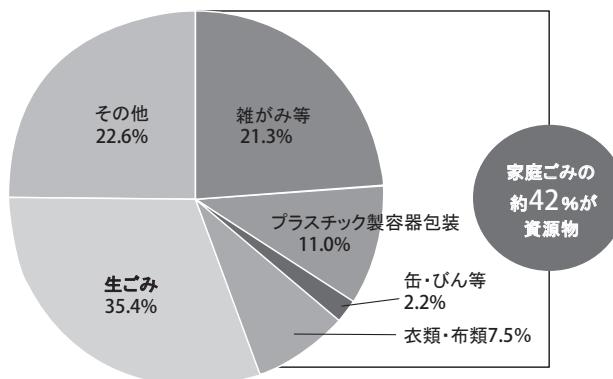


※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

■本市の人口と1人1日当たりの家庭ごみ排出量

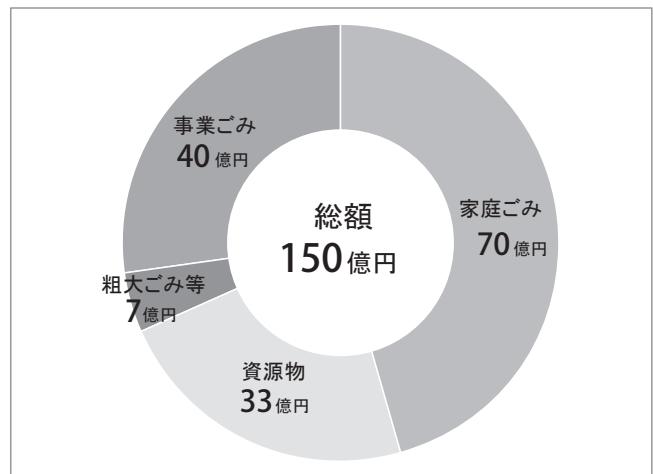


■家庭ごみに含まれる資源物の内訳（R3年度）

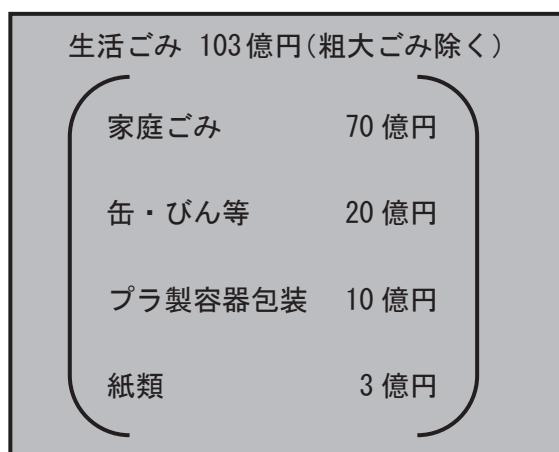


家庭ごみに混入している資源物の割合を調査した結果、混入率は約42%となっています。
分ければ資源となり、リサイクルすることで環境への負荷が軽減します。より一層の分別が必要です。

■ごみ処理費用（R3年度）



■生活ごみの処理費用（R3年度）



ごみを処理するためには、たくさんの費用がかっています。

■指定袋の収入の使途（R3年度）

家庭ごみ及びプラスチック製容器包装の指定袋の価格には、ごみ処理にかかる費用の一部が含まれています。

令和3年度の販売額は約16億1千万円であり、その使途は次のとおりです。

内訳	金額
有料指定袋の製造や配達	5.8億円
資源物の分別収集や資源化処理	6.0億円
3R推進に係る広報や不適正排出対策	4.3億円
合計	16.1億円

※生活ごみは家庭から出される、缶・びん等、プラスチック製容器包装、紙類、粗大ごみを含めたすべてのごみです。家庭ごみは生活ごみのうち緑色の袋で出されるごみです。

家庭ごみ関連

問1 庭木をせん定したものはどうしたらいいですか?

(回答) 仙台市では、ご家庭でせん定した庭木の枝や幹を無料で回収し、チップ化してたい肥の原料などにリサイクルする事業を実施しています。

自宅に収集に伺う「戸別収集」と、指定の場所に持ち込んでいただく「自己搬入」による方法があります。

方法	申込先
戸別収集	粗大ごみ受付センター (TEL:022-716-5301)
自己搬入	お住まいの区の環境事業所

なお、せん定枝は家庭ごみとして集積所に出すこと（1回1束まで）も、臨時ごみとして出すこと（戸別収集・有料）もできます。

問2 割れ物や使えなくなった刃物はどうすればよいですか?

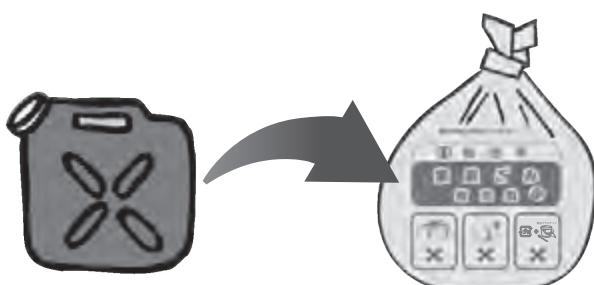
(回答) 割れ物や鋭利な物（ガラス・せともの・刃物など）は、危なくないように厚紙などでしっかりと包んで、他のごみと一緒に、「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて出してください。なお、収集作業員に危ないものが入っていることが分かるように、指定袋に「キケン」等と見えるように書いてください。

問3 壊れた傘のごみの出し方を教えてください。

(回答) 「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて、他の家庭ごみと一緒にごみ集積所に出してください。

問4 灯油を入れていたポリタンクのごみの出し方を教えてください。

(回答) ポリタンク（20リットルまで）は、中身を使い切り、「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて出してください。20リットルを超えるポリタンクは粗大ごみとなります。



問5 ドライヤーやアイロンなどの小型の家電はどのように捨てればよいですか。(※家庭から出るもの)

(回答) 処分したい家電の大きさによって処分方法が異なります。

1. リサイクルにご協力いただける場合

市内スーパー・マーケットや区役所等に設置している小型家電の回収ボックス（投入口は15cm×30cm）に入れていただければ、含まれている資源をリサイクルすることができます。設置場所について詳しくはワケルネットをご覧ください。

2. 一番長いところが、おおむね30cm未満の場合

「家庭ごみ」として緑色の指定袋に入れて、ごみ集積所に出してください。

3. 一番長いところが、おおむね30cmを超える場合

粗大ごみとなりますので、粗大ごみ受付センターにご連絡ください。



ワケルネット
二次元コード

問6 在宅医療廃棄物(注射器・点滴バッグなど)は、どのように捨てたらよいですか。

(回答) 在宅医療廃棄物は、針刺しや血液等への接触を防ぐため、以下のとおり排出をお願いします。

【病院・診療所に相談するもの】

- ・針付き注射器、注射器の針、点滴針などの鋭利なもの
- ・針付きチューブ類
- ・ペン型注入器針、自己穿刺針など

【家庭ごみとして出すもの】

(中身を捨てて) ビニール袋で密閉してから家庭ごみ指定袋へ入れてください。

- ・輸血袋、糞尿袋、ストーマ袋、紙おむつ、使用済み包帯、ガーゼ、脱脂綿、C A P D バッグ
- ・栄養剤バック、チューブ類、ペン型注入器、カートリッジ(針なし)

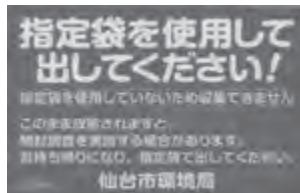
【プラスチック資源に出すもの】

- ・錠剤などのプラスチック素材100%のボトル類
- ・プラスチック素材100%の薬の袋や容器(錠剤などの包装の裏にある金色や銀色のシートははがさなくても構いません)

【缶・びん・ペットボトルに出すもの】

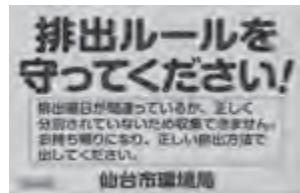
- ・軽腸栄養剤などの缶、錠剤などのガラスびん(フタは家庭ごみへ)

【コラム】警告シールが貼られたらどうなるの?



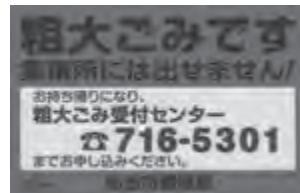
【赤色】

指定袋を使用しないで排出された際に貼付されます。



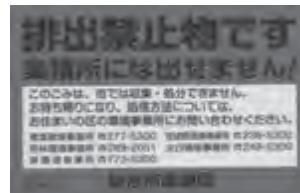
【黄色】

排出曜日や分別方法が誤っている場合に貼付されます。



【赤色】

集積所に粗大ごみが出されている場合に貼付されます。



【赤色】

排出禁止物が集積所に出されている場合に貼付されます。

直近の家庭ごみ収集曜日に
委託業者が収集します。

一定期間残置後、
環境事業所等が収集します。

※それが貼付されても、最終的に収集されます。

※シールが貼付されても、指定袋はあけないでください。プライバシーの侵害となる可能性があります。

紙類関連

問7 収集曜日一覧に記載されている「1・3」って何日のことですか？

(回答) 収集曜日の「1・3」とは、「その月の1回目と3回目」、「2・4」とは、「その月の2回目と4回目」という意味です。右のカレンダーでいえば、8月の「1・3回目の月曜日」は7日と21日(■)、「2・4回目の木曜日」は10日と24日(●)となります。

8月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

問8 雨の日でも収集しますか。

(回答) 収集します。収集した紙類は製紙工場で薬品を使って水にいったん溶かすので、集積所でぬれてもリサイクルに影響ありません。種類別にひもで縛って出してください。

問9 なぜ紙の種類ごとに分別して出さなければならないのですか？

(回答) 紙の種類によって、異なる紙製品にリサイクルされるためです。次の4分別にして出してください。

①新聞・折込チラシ（新聞紙・週刊誌などにリサイクルされます）、②段ボール（段ボールなどにリサイクルされます）、③紙パック（ティッシュペーパー・トイレットペーパーなどにリサイクルされます）、④雑誌・雑がみ（紙箱・雑誌の原料などにリサイクルされます）



新聞紙



段ボール



紙パック



雑誌・雑がみ
(雑がみは、紙袋などに入れてしばる)

問10 「紙」マークが付いている場合はどうすればよいですか？

(回答) 「紙製容器包装」マーク(以下、「紙」マークという)は、容器包装の主たる素材が紙であることを表すもので、100パーセント紙でできていることを表すわけではありません。防水加工やビニールコーティングされた紙容器などは、家庭ごみに出してください。区役所や市民センターなどの資源回収庫では「紙」マークがついていれば雑がみとして回収し、トイレットペーパーなどにリサイクルします。

なお、「紙パック」のマーク(右図)は、リサイクルできる紙パックに記載されているものですので、雑がみとして分別してください。



紙製容器包装
マーク



紙パック
マーク

問 11 シールやガムテープは剥がさなければいけませんか？

(回答) 糊の成分は紙と分離することが難しく、紙以外の材質のものが混じると、良質な紙にリサイクルできません。シールなどの粘着物ははがして出してください。きれいにはがれない場合は、その部分は家庭ごみに捨てて、糊がついていない部分だけを雑がみとして出してください。

問 12 ホチキスやクリップは外さなければいけませんか？

(回答) ホチキスや小さなクリップは製紙工場での処理工程内で取り除くことができるので、外さなくても大丈夫です。ただし、大きなクリップは外して出してください。

プラスチック資源関連

問 13 「プラスチック資源出せるごみ」について教えてください。

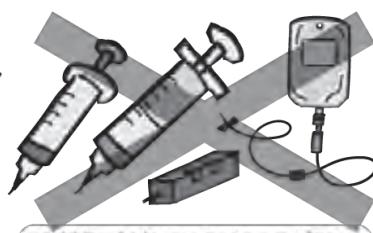
(回答) プラスチック資源では、これまで分別していただいたプラマーク（右図）が付いているプラスチック製容器包装に加えて、ハンガーやハブラシなど、100%プラスチックでできている製品プラスチックを出していただくことができます。一番長い部分がおおむね30cmを超える場合は、粗大ごみとなります。なお、以下のものは絶対に入れないで下さい。



充電池・充電池を使用した機器など



ライター・刃物など



注射器・点滴バッグ・チューブなど

→金属の端子部分にテープなどを貼り絶縁して、缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類へ

→【ライター等】使い切って家庭ごみへ
【刃物等】厚手の紙等で包み家庭ごみへ

→【注射器等】医療機関へ返却
【点滴バック等】ビニール袋に入れて家庭ごみへ

問 14 ペットボトルはプラスチック資源に出せますか？

(回答) ペットボトルはより質の高いリサイクルルートが確立しているので、プラスチック資源には出さず、従来どおり缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類の指定日に出してください。

問 15 ラップはどのように出せばよいですか？

(回答) ラップは汚れを軽くすすいでプラスチック資源へ出してください。

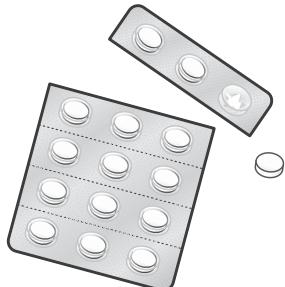
問 16 一部金属などプラスチック以外の素材を含む製品もおおむねプラスチックであればプラスチック資源として出せますか。

(回答) 金属以外の素材が含まれている場合は、家庭ごみに出してください。ただし、取り外してプラスチックのみにできる場合は、プラスチック以外の素材を外してプラスチック資源として出してください。

問 17 病院の薬の容器はどうすればよいですか?

(回答) プラスチック製のものはプラスチック資源に出してください。

裏の金色や銀色のシートは剥がしにくいので、付いたままでも大丈夫です。

**問 18 プラスチック製容器包装の汚れはどの程度落とせばよいのですか?**

(回答) 固形物が残らない程度に、拭き取ったり、軽くすすいでください。

チューブ類は、中身を使い切るだけで、出すことができます。

問 19 発泡トレイは、スーパーなどで行っている店頭回収に出したほうがよいのですか?

(回答) 発泡トレイは再び発泡トレイにリサイクルされるなど、店頭回収は均一の素材のものを効率よく回収できるため、質の高い再生品にリサイクルすることができますので、積極的に活用してください。店舗によっては、発泡トレイのほか、紙パックやアルミ缶なども回収していますので、活用してください。

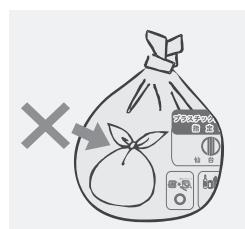
問 20 発泡スチロールのごみの出し方を教えてください。

(回答) 「プラスチック資源」として赤色の指定袋に入れてごみ集積所に出せます。

魚箱など、大きな発泡スチロールは、プラスチック資源（大サイズ）をガムテープなどで表面に貼り付けてから、ひもで十字にしばってください。なお、箱の中には何も入れないで出してください。

問 21 プラスチック資源を出すときにレジ袋を内袋として使用していますが、内袋の口を縛っていけないと聞きました。なぜですか?

(回答) プラスチック資源の選別施設では、指定袋を機械で破いて中身をいったん全て出し、異物がないか確認しています。内袋のような小さな袋は機械で破ることができず、一つ一つ手で破かなければならぬため、余分な手間と経費が掛かってしまいます。そのため、プラスチック資源は、指定袋に直接入れるか、内袋として小さな袋を使用する場合には、その口を縛らないでください。

**問 22 収集されたプラスチック資源は、その後どうなるのですか?**

(回答) 仙台港にある民間の選別施設に運ばれ、異物を取り除いた後で圧縮・梱包されます。その後、再商品化施設に引き渡され、日用品などのプラスチック製品の材料として利用されたり、熱分解して油分を生成した後、燃料として利用されたりします。

缶・びん・ペットボトル関連

問 23 ペットボトルのフタは付けたまま出してもよいですか？

(回答) フタは機密性の保持や使いやすさの観点から、容器本体とは異なる材質で作られています。そのため、びん・スクリューボトル・ペットボトルなどのフタは、全て外して出してください。なお、外したフタは、プラスチック製のものはプラスチック資源に、金属製のものは家庭ごみに出してください。

問 24 フライパン・鍋は、缶・びん・ペットボトルの日に出せると聞きましたが、取っ手(木・プラスチック)は付いたままでもよいですか？

(回答) 少しの異質素材が付いていても資源化施設での処理工程内で取り除きますので、無理に取り外さなくても大丈夫です。

問 25 使用済み乾電池・小型充電式電池(モバイルバッテリー含む)・ボタン電池・コイン電池のごみの出し方について教えてください。

(回答) 使用済み乾電池・ボタン電池・コイン電池は、端子部分にテープを貼り、絶縁を行ってから、透明の袋に入れて、缶・びんの集収日に黄色の回収容器に入れてください。なお、電池が本体から容易に取り外せないもの（スマートフォン、モバイルバッテリーなど）は、そのまま黄色の回収容器に出してください。



問 26 スプレー缶、カセットボンベのごみの出し方を教えてください。

(回答) カセットボンベや殺虫剤などのスプレー缶（エアゾール缶）は、中身を使い切ってから、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に、ごみ集積所の黄色の回収容器へ入れてください。なお、穴を開ける必要はありません。

必ず火気のない風通しのよい屋外でガス抜きキャップなどを使ってガスを出し切ってください。使い切ることができない場合や、ガス抜きキャップの使い方がわからない場合は、製品に記載の「お客様相談室」「販売先」にお問い合わせください。

スプレー缶が多量にある場合などお困りの場合は、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

問 27 卓上コンロ(カセットコンロ)の捨て方を教えてください。

(回答) 一番長い部分の長さが30cm以下であれば、カセットボンベを外してから「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の指定日に黄色の回収容器に入れて出してください。

30cmを超えるものは、「粗大ごみ」として出すようお願いいたします。

カセットボンベは中身を使い切ってから、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集日に黄色の回収容器に入れて出してください。カセットボンベの穴開けは不要です。

問 28 ペットボトルはつぶして出すのに、なぜ、缶はつぶしてはいけないのですか？

(回答) 缶は、資源化施設で磁石等を利用した機械処理によりアルミ缶とスチール缶に分けた後、

レス機でベール（立方体の固まり）化します。缶がつぶれると、アルミ缶とスチール缶にうまく選別できなくなるほか、固まりからこぼれ落ちてしまい、ベール化の妨げになってしまいます。一方、ペットボトルはつぶれてもベール化に支障がなく、逆にそのまま出すと容積が大きく回収効率が悪くなるため、つぶして出してください。

問 29 黄色の回収箱が足りないときはどうすればよいのですか？

（回答）袋に入れたまま、回収箱の中に入れないので、脇に出してください。いつも回収箱が足りなくなる場合は、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

問 30 黄色の回収箱に、缶・びん・ペットボトルの種類別に分けて入れなくてよいのはなぜですか？

（回答）種類別に分けると、例えば、びんや缶の回収箱には余裕があるがペットボトルの回収箱は足りない、といったことが起こります。回収箱を有効に使い、効率よく一度になるべくたくさんの資源物を運ぶために、種類別に分けず、全てまとめて入れてください。資源化施設で、回収箱をいったん全て空けて選別します。

不法投棄関連

問 31 不法投棄を見つけたときはどうすればよいですか？

（回答）日時・場所・不法投棄の内容などを、各区の環境事業所または産廃110番にご連絡ください。

問 32 放置自転車・バイク・自動車の処理に困っているのですが、どうすればよいですか？

（回答）最寄りの警察署または交番にご連絡ください。

問 33 不法投棄をされたときはどうすればよいですか？

（回答）土地の所有者あるいは管理者には、その土地を清潔に保持する責任があります。道路・公園等の公共用地の場合は区役所等の所管課に、集積所の場合はお住まいの区の環境事業所にご相談ください。民地の場合は、その土地の所有者あるいは管理者の責任で処理する必要があります。

問 34 粗大ごみの手数料納付券（シール）が貼ってある粗大ごみが放置されている場合は、どうしたらよいですか？

（回答）取り残しまたは不法投棄の可能性がありますので、家庭ごみ減量課に連絡をお願いします。内容を確認させていただき、状況に応じた対処をいたします。

問 35 ごみ集積所に不法投棄されて困っています。何か対策はありますか？

（回答）お住まいの区の環境事業所にご相談ください。職員が現地を調査し、不法投棄されない環境づくりのお手伝いをさせていただきます。

ごみ集積所関連

問 36 猫やカラスがごみを散らかさないような、良い対策があつたら教えてください。

(回答) 「生ごみは水気を切り、新聞紙などで包んで出す」、「収集日と排出時間を守る」など、集積所を利用する方の協力が大切です。地域の事情に適した対策を話し合いにより講じてください。また、飛散防止用ネットを配布しているほか、ネットの加工・設置の支援を行っています。お住まいの区の環境事業所にご相談ください。

問 37 ごみ集積所を移動したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

(回答) お住まいの区の環境事業所にご相談ください。移動先が道路交通法上問題ないか、安全に収集できる場所かなどを確認します。なお、増設や廃止の場合も必ずご連絡ください。

問 38 アパートの住人や外国人のごみの出し方が悪く、困っています。どこに相談したらよいですか？

(回答) お住まいの区の環境事業所にご相談ください。なお、仙台市では、外国語版（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語）の冊子「資源とごみの分け方・出し方」やごみ集積所用収集曜日ステッカー（日本語・英語・ベトナム語・ネパール語）を作成しています。また、ごみ出しルールの動画（やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語）を動画投稿サイト「YouTube」にアップしています。

問 39 指定袋以外の袋を使用するなど、ごみの出し方が間違っている場合に、取り残すのは、なぜですか？

(回答) 仙台市では、ごみ出しルールが違うことを排出した本人に理解してもらうため、袋に警告シールを貼って、次回の家庭ごみ収集日まで取り残しすることにしています。

問 40 ごみ集積所の改善相談をすることはできますか。

(回答) 飛散防止や鳥獣対策などのご相談はお住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。

その他

問 41 ごみ集積所の新規設置、変更、廃止はできますか。

(回答) ごみ集積所を新設・変更・廃止するには、事前に届出が必要です。お住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。

問 42 仙台市では、なぜ「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分けないのですか？

(回答) 仙台市では、「資源になるか、ならないか」を基準として、ごみの分別をしています。資源化できるものはそれぞれの資源化施設で再資源化し、資源化が難しいものは焼却施設で高温焼却した後、埋め立てています。高温焼却することで有害物質の排出を抑えられるほか、燃やせる部分

を灰にして容積を小さくしてから埋め立てることにより、埋立処分場の延命化を図ることができます。また、燃やしたときに発生する熱量は、発電や暖房、温水プールなどに有効活用されています。

問 43 収集時間が日によって異なります。同じ時間にしてもらえませんか？

(回答) 全体の排出量や交通事情等に左右されるので、一定の時間に収集に伺うことができません。収集は午前8時30分から順次行っていますので、ごみは収集日当日の、早朝から午前8時30分までに出してください。

問 44 集積所に出されたアルミ缶や紙などを持っていく人を見かけたのですが。

(回答) 資源物の持ち去りを見かけた場合は、各区の環境事業所または最寄りの警察署・交番までご連絡ください。なお、その際、目撃場所・日時・車両番号・人相（性別・年齢・服装・体格等）・人数などをお知らせください。

問 45 家庭ごみの分別はどこで調べることができますか。

(回答) 家庭から出ることの多い品目の分別について、仙台市ホームページにて「五十音で引くワケ方事典」で検索できます。

また、スマートフォンをお持ちの方は、無料のごみ分別アプリ「さんあ～る」をダウンロードいただければ簡単に検索できます。

※「ワケルネット」もご覧ください。ごみの分け方について、お問い合わせの多い質問を掲載しています。

※仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」でもお問い合わせを受け付けています。

問 46 地域清掃ごみ袋はどこでもらえますか。

(回答) 各区役所・総合支所まちづくり推進課（秋保総合支所は総務課）、各区環境事業所及び環境局家庭ごみ減量課で配布しています。

問 47 集積所を清掃する際に気をつけることはありますか。

(回答) 集積所を清掃する際には、自動車や自転車など周辺の状況にご注意ください。

また、手袋などを着用し、ごみに直接触れないよう、火ばさみやほうき、ちりとりを使ってごみを拾ってください。拾ったごみは分別せずに地域清掃ごみ袋へ入れ、空気を抜いて、しばってください。回収したごみは、家庭ごみと合わせて収集します。

第Ⅲ章 活動事例紹介

1

推進員活動のすすめ — 地域住民への働き掛け方はいろいろ

推進員として町内会などの地域で活動する際に、どのような活動から始めたらよいかわからない、悩んでいる方に向けて、地域活動の支援を行っている遠藤智恵先生より活動のコツを伺いました。悩んでいる方はぜひ、活動の参考にしてください。

「推進員」を地域の方々に認知してもらおう

皆さんは、推進員の委嘱を受けてこれから活動していくことになるわけですが、地域での活動は、地域の方々から「認知」されるとやりやすくなります。では、推進員について知ってもらうためには、地域の方々にどのように説明したらいいでしょうか？

「クリーン仙台推進員・クリーンメイト 活動の手引き」（本誌）に目的や位置付けが書いてありますが、そのまま言葉ではなかなか伝わりにくいときは、言い換えて伝えてみてはいかがでしょうか。



＜遠藤智恵氏 プロフィール＞

協働まちづくりや人材育成・市民活動・被災地の支援をおこなっている。市民ひとりひとりの普段着でのソーシャルデザインを応援中。
地域社会デザイン・ラボ代表

＜推進員の役割＞

- ①ごみの減量などを通じた環境まちづくり活動、問題解決行動を応援する役割
- ②環境まちづくり活動を進める上で、市民と行政の連携を図るコーディネーター・リーダー

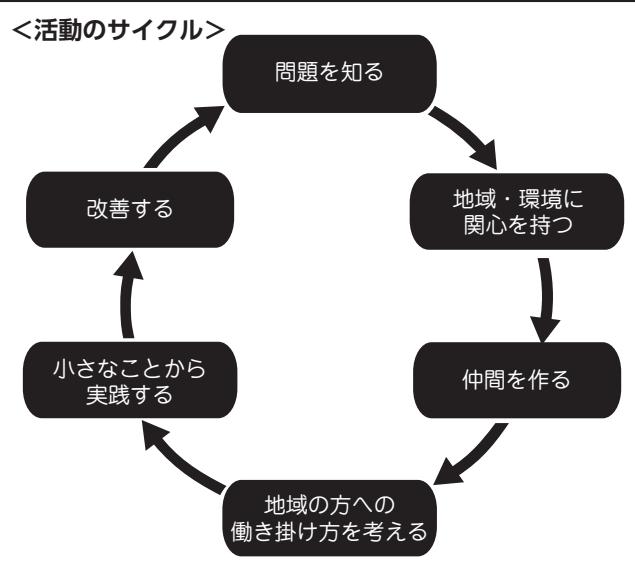
そして、法律に基づいて仙台市が設置した制度であること、さらに、推進員であるあなたの「ごみ減量やまち美化などへの思い」も合わせてお伝えすれば、地域の方々の理解はさらに進むでしょう。

お互いの顔と個性が分かり、気持ち良く話し合える関係、人と人との絆ができれば、これを土台にして、地域のごみ減量・まち美化、さらには防災・防犯などの活動に、地域の方々と力を合わせて取り組むことができると思います。

推進員活動の始め方

「推進員になったけど、何をすればいいか分からない」といった声をよく聞きます。そんなときは、ぜひ、仙台市が実施する「研修会」に参加してみましょう。

研修会では、推進員同士の交流・情報交換を通じて、他の皆さんができる取り組みをしているか知り、参考にすることができます。そこから、「問題を知る」「地域・環境に关心を持つ」「仲間を作る」「地域の方への働き掛け方を考える」「小さなことから実践する」「改善する」の活動のサイクルを作り、自分なりの活動に発展させていきましょう。



では、推進員の活動には具体的にどんなものがあるでしょうか。

これまで実践してきた活動を分類すると、以下のようにさまざまなものがあります。地域で問題になっていることや自分の関心、経験などと照らし合わせてみてください。何か気になるテーマはありませんか。

<推進員の活動例>

- | | | |
|--------------------|---------------------------|-------------|
| ●カラス、犬、猫などの対策 | ●缶・びん・ペットボトルの出し方ルールの周知と点検 | |
| ●ごみの分別周知 | ●集積所の改修 | ●ポイ捨て対策 |
| ●紙類の出し方ルールの周知と点検 | ●回覧物・掲示物の作成 | ●集積所の美化 |
| ●単身・学生アパート住人への働き掛け | ●外国人住民への働き掛け | ●子どもへの環境教育 |
| ●事業（営業）ごみ対策 | ●不法投棄対策 | ●ごみ減量への取り組み |
| ●勉強会・見学会の企画・開催 | ●町内の清掃 | |

推進員活動の5つのポイント

活動を実践していく時に、押さえておきたいポイントが5つあります。

<5つの活動ポイント>

- ①推進員活動は「地域住民による問題解決行動・まちづくり」であり、住民自治活動の一環です。
- ②「自分ができる」から「みんなができるための援助をする」のが推進員の活動です。
- ③「一人」でやっていたことから、『グループ・チーム』での活動へ、発展させていきましょう。同じ関心を持つ人が2人、3人集まれば、それはもうグループです。町内会の中でグループ化してもいいですし、他の地域の推進員とテーマごとにグループやチームを作って、勉強会を実施するのもお勧めです。
- ④住民同士がつながり、「気付き」を共有する運動にしましょう。人は、自分自身で気付けば行動します。
- ⑤住民と行政との「協働」の視点を持ち、お互いに知恵や意見を出し合って活動を進めましょう。

地域活動の発展段階

さて、皆さんがあなたのまちづくりや問題解決に向けて地域で活動していく中で覚えておいていただきたいのが、活動には発展段階があるということです。

第1段階は「住民同士の思いや情報を共有する」段階です。「うちの地域ではこれができるいないよね」「もうちょっとここがきれいになればね」。こんな話が互いにできる関係づくりが大切です。

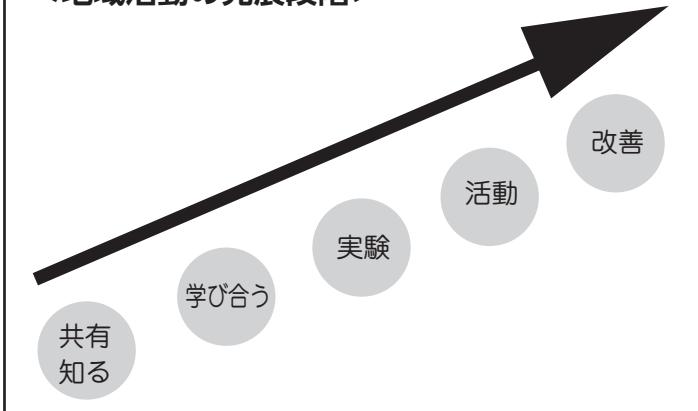
第2段階は「共に学び合う」段階です。その問題を解決するにはどういう方法があるのかについて、推進員同士、住民同士で勉強します。

ある程度勉強したら、第3段階、「実験してみる」段階です。「お試しでチラシを書いてみる」「お試しで掲示板に貼ってみる」など、お試しで少しづつやってみるのです。

そして、第4段階が「活動する」段階。実験結果を踏まえて、実際に活動します。

最後に、第5段階、「改善・成長する」段階。活動も一回やったらそのままではなく、毎回、振り返り見直して改善を図り、より成果が上がる活動に進化させましょう。

<地域活動の発展段階>



「観察」から「話し合い」、「問題解決」へ。「話し合いの文化」を根付かせよう！

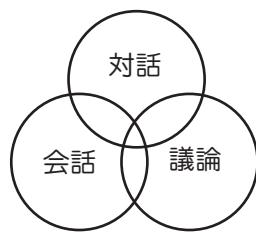
推進員活動を実施する際に、まず重要なのが「観察」です。推進員の皆さん、どんな援助を行い、どんな言葉を掛けるかは、観察で何に気付くかで変わってくるからです。

例えば、地域の方々のごみ出しの状況や行動のクセ、カラスの特性などを観察します。そして、観察で気付いたことを推進員同士・住民同士で話し合い、共有し、いろんな取り組みやアイデアを出してみるのです。そうすれば、「3人寄れば文殊の知恵」ということわざにもあるように、活動アイデアや援助の工夫が出てくることでしょう。

あなたの住む地域に「話し合いの文化」を根付かせてください。「会話」「対話」「議論」がある地域は、問題解決力も高い地域といえます。何か問題が生じた場合は、住民が集って、みんなで語り合い、アイデアを出し合い、多様な視点で物事を考えることで、見えにくいものが見えてきます。

<話し合いの文化を育てよう>

- 会話=筋道よりも自由さ。思いつくまま話す
- 対話=自分を主語にして話す。判断を保留し、異なる意見を受け止め、背景を探る
- 議論=意見を交わし、より良い答えを見つける。事実や論理を大切にする



◆アイデアを多く出してほしい場合のルール例

- ①批判禁止
- ②たくさん出そう
- ③とっぴな案も歓迎
- ④連結・応用もOK

そして話し合いの際には、ぜひ、「問題解決のプロセスで話をする」ことに挑戦してみてください。このプロセスを推進員をはじめ地域の方々と実践していければ、課題解決はどんどん進むはずです。

<問題解決のプロセス>

- ①問題を発見し、みんなで共有する。
- ②問題の根本的な原因を探り当てる。
- ③問題の解決策を複数考え、適切なものを選ぶ。
- ④行動計画を作り、行動する。

住民を援助するコツ

ルールを守らない人は、実はごみ出しルールや分別の方法が分からなくて「困っている人」なのかもしれません。その困っている人を助けるのが「援助」です。援助する際には、次の点を心掛けましょう。

①責めない

ごみの出し方を間違えた人を責めれば責めるほど、かたくなになって反発される場合があります。「北風と太陽」の物語のように、暖かい太陽方式で、言葉や接し方を工夫して、良い関係づくりを心掛けましょう。

②世間の目を活用する

人は「世間の目」を気にしています。ごみを出す時間に集積所でいさつをしたり、近隣で花を植栽したりすることで、この地域ではいろいろな方が地域に関心を持ち、世話をし、手を掛けていることが伝わります。こうした地域では、ルール違反をしにくくなるものです。

③「指導する」から「相談に乗る」へ

推進員の皆さんのが学んで身に付けたノウハウや工夫、情報を、地域の方々に伝えるのも大切な活動です。その際は、「指導する」よりも「相談に乗る」という接し方が効果的です。「〇〇〇しなさい」よりも、「お困りですか。相談に乗りましょうか」「分からぬことがあつたら声をかけてね」という言葉です。相手の個性に合わせて接し方を工夫しましょう。

④100%を目指さない。一人の100%より全員の80%

100%を目指すと、つい間違えた人やできない人を責めてしまいがちです。誰でも間違いはあるもの。完璧な方が1人いるよりも、80%できる方を地域にたくさん増やしていきましょう。

⑤ほがらかに

堅い表情では声を掛けにくく、監視されているようで、ごみを出すのもおっくうになってしまいます。お顔はほがらかに、互いに気持ち良く言葉を交わしましょう。

⑥伝える内容と方法を工夫しよう

地域の方々に働き掛けるときには、「伝える内容・言葉」と「伝える方法」に知恵を絞りましょう。伝える内容や方法は、以下のようにさまざまあります。マンネリ化しないよう、内容と方法をいろいろ組み合わせて、目先に変化をつけてみましょう。

<伝える内容>

ごみの出し方ルール、困った例・良い例、
住民の声、相談、写真、イラスト、テーマ
別の情報提供・・・

<伝える方法>

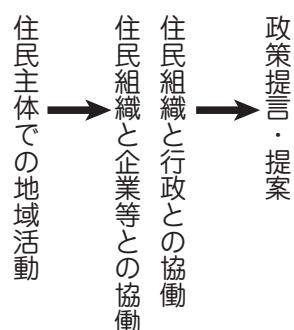
声掛け、町内会報や回覧板への掲載、
チラシ配布、ポスター掲示、説明会開催、
ホームページ利用・・・

住民組織・行政・企業等との「協働」の視点を持つとう

最後に提案したいのが、「協働」の視点を持つことです。

普段の活動では「自分たちの地域は自分たちで良くしよう」が基本となります。自分たちだけで知恵を絞っても解決しにくい問題に出会う場合もあります。そんなときは、行政との「協働」で問題に取り組んでみてください。行政と一緒に、同じ目標に向かって汗をかき、知恵を出し合いながら、役割分担をして問題を解決していくのです。そのためにも、普段から、環境事業所や家庭ごみ減量課の職員、地域内の企業と情報交換や交流を図り、関係づくりをしておきましょう。

<取り組みのステップ>



また、協働でも解決できない場合は、住民組織として政策提案することも考えられます。地域に問題があれば、その実態を調査して、問題の解決策をさまざまな観点から探し、研究します。そして、住民ができること、行政が担うこと、協働であること、新たに政策を立案すべきことに分けて考えるのです。他都市の事例も参考にできるでしょう。

「批判・文句」から「提案・実践」へ。市民力をアップしよう

「批判・文句を言う市民」から「提案し実践する市民」を目指しましょう。

推進員の活動は、私たちひとりひとりの「市民力」をアップして、住みやすく誇りのある地域を作る、大切な活動です。より良いまちづくりを目指して、みんなで力を合わせて取り組んでいきましょう。

テーマ 1 地域の方にごみ出しルールを知ってもらうための工夫は？

- 子どもの登校時間帯に集積所で分別して、子どもの関心を引くようにした。そして家でも実践するよう呼びかけた。〔さつき町内会：27頁〕
- 間違いをその場ですぐに指摘せず、まず、相手と顔見知りになってからごみ出しルールを説明した。〔南石切町町内会：35頁〕
- 自発的にルールを守ってもらえるよう、鉢やペットボトルのフタ入れ、ごみを入れてきた袋の回収袋などを集積所に設置した。
〔南石切町町内会：35頁、八木山団地縁風会町内会：38頁、下町町内会：42頁〕
- 定期的に集積所の見回りを行い、改善点などを町内会だよりなどで周知する。〔山の寺第二町内会：41頁〕

テーマ 2 ポスターを効果的なものにする工夫は？

- 子どもたちに啓発ポスターを作ってもらうことで、大人に関心を持ってもらうようにした〔清水沼町内会：28頁〕
- ポイ捨てする部外者を対象にした、視点を変えたポスターを製作した。〔遠見塚北親会：43頁〕
- 子どもたちにポスターを作ってもらうことで、子どもの頃からごみ問題に关心を持つもらうようにした。更に 町内会の芋煮会で表彰式を行い、大人への波及効果を狙った。〔向陽台二丁目町内会：39頁〕

テーマ 3 地域の方のごみへの関心を高めるには？

- ジュニアクリーンメイトを結成し、子どもたちと集積所廻りを行った。〔清水沼町内会：28頁〕
- ルールが守られていない集積所へ改善点を掲示し、意識してもらうようにした。〔安養寺上町内会：32頁〕
- 事情により町内会に加入していない方にも、集積所の清掃当番に参加してもらった。〔平渕町内会：43頁〕
- 缶・びん・ペットボトルの回収日に推進員全員で、つぶしたり、ラベルをはがしたりしていた〔虹の丘三丁目町内会：40頁〕
- 住民・町内会役員・事業者の3者で地域の一斉清掃を実施し、きれいな地域づくりが習慣になっている。〔中倉共栄会：37頁〕

テーマ 4 カラスなどの鳥獣への対策は？

- 環境事業所と相談し、推進員の得意分野や特技を生かし、鳥獣対策を施した集積所を設置した。〔鶴ヶ谷北町内会：34頁〕
- ホームセンターを利用して安く材料を購入し、地域の協力を得ながら集積所の改修を行った。〔八木山団地緑風会町内会：38頁〕

テーマ 5 効果的なまち美化活動は？

- 地域の方に呼びかけて、町内挙げての大規模なクリーンアップ作戦を実施した。〔中山台町内会：29頁〕
- 部外者からのごみの持ち込みをされにくい場所に、集積所を移動した。〔中山台町内会：29頁〕
- 町内会だけでなく、地域内の企業など他の団体と連携して清掃活動に取り組んだ。〔名掛丁東名会：31頁〕
- 老人クラブや子ども会と連携して、花壇づくりに取り組んだ。〔南石切町町内会：35頁〕

テーマ 6 ごみ減量への取り組みは？

- ごみの排出量を調査・記録し、その結果を表やグラフを使って町内会報でお知らせした。〔さつき町内会：27頁〕

テーマ 7 推進員やメイトを地域の方に知ってもらうには？ 推進員活動に協力してもらうには？

- 写真や動画で「推進員活動見える化」して、地域の方に説明した。〔中山台町内会：29頁〕
- 住民が集まる集積所をきれいにして、掲示板を設置し、情報提供を行う〔山の寺第二町内会：41頁〕
- 相手を責めない態度とあいさつを心掛け、地域の方の理解を得るようにした。〔中倉新栄会：42頁〕

テーマ 8 推進員の輪を広げるには？ 仲間を増やすには？

- 推進員・メイト仲間の「お茶っこ飲み」で、地域の話をしながら課題を洗い出すことが、住民から楽しく活動をしているように思われ、推進員・メイトの希望が増えた。〔南小泉町内会：36頁〕

テーマ 9 その他の取り組み

- いろいろな形状の集積所で、使いやすさを探求した。〔さつき町内会：27頁〕
- 関係者全員で問題の原因を根本から話し合い、皆が納得する解決策を導いた。〔宮城野町会：33頁〕

<事例 01> さつき町内会	「ごみ排出量の見える化で、ごみ減量への意識付け」	27
<事例 02> 清水沼町内会	「子ども達への環境教育を通して地域マナーの向上へ」	28
<事例 03> 中山台町内会	「安全・安心なまちは、きれいな環境づくりから」	29
<事例 04> 名掛丁東名会	「企業も巻き込んで取り組む、きれいなまちづくり」	31
<事例 05> 安養寺上町内会	「町内みんなできれいな集積所を目指して」	32
<事例 06> 宮城野町会	「『そもそも原因は?』 根本からの検討で問題解決」	33
<事例 07> 鶴ヶ谷北町内会	「鳥獣被害対策は計画的に 住民の得意技を結集」	34
<事例 08> 南石切町町内会	「まずは顔見知りになること。急がば回れの精神で」	35
<事例 09> 南小泉町内会	「地域で楽しく学習会 推進員活動はお茶っこ飲みから」	36
<事例 10> 中倉共栄会	「心に呼び掛けてマナーアップ」	37
<事例 11> 八木山団地緑風会町内会	「仲間とともに、アイデアあふれるごみ対策」	38
<事例 12> 向陽台二丁目町内会	「子どもたちへの環境教育を通してごみルールの普及啓発」	39
<事例 13> 虹の丘三丁目町内会	「できることからコツコツと集積所のステップアップ」	40
<事例 14> 山の寺第二町内会	「ごみ集積所を情報発信の場に」	41
<事例 15> 下町町内会	「手作りのフタ入れは、水抜きも備えた優れもの」	42
<事例 16> 中倉新栄会	「あいさつと責めない態度が、きれいなまちづくりの秘訣」	42
<事例 17> 遠見塚北親会	「車からのポイ捨て防止は、集積所へのポスターで」	43
<事例 18> 平渕町内会	「きれいな集積所は、住民の理解と協力のおかげ」	43

*他の地域でも参考にしていただける事例を、「保存版」として掲載しています（現在は行われていない取り組みもあります）。また、町内会の役職等は取材当時のものです。

*集積所数、推進員数、メイト数は、平成30年2月時点のものです

*各事例の最後に掲載している「ここがいいね！」は、前項「推進員活動のすすめ」の執筆をお願いした、地域社会デザイナー・ラボ代表 遠藤智栄氏に、「ここがすばらしい」という良い取り組みについて解説していただいたものです。

事例 1

ごみ排出量の見える化で、ごみ減量への意識付け

【青葉区】さつき町内会

集積所数:23カ所

川平地区にある町内会です。「自分たちの地域は自分たちで」を合言葉に環境美化に取り組んでいます。



家庭ごみ収集日に排出量を調査・記録。 結果を、表やグラフで見える化

「環境のために各自が取り組めることは、ごみを減らすことです」と地域の推進員で協力し、地域の方の環境意識を高める独自の工夫をしています。

その工夫とは「ごみの排出状況を見える化」すること。集積所に出されたごみ袋数、リサイクル可能なものが混入したごみ袋数を調査・記録して、その結果を表やグラフを使って町内会報に分かりやすく掲載しているそうです。「この取り組みで、ごみの出し方や量を地域の皆さんに意識してもらえるようになります」と、活動の手応えを語ります。

さつき町内会「家庭ごみ」 排出数量調査の結果どうぞ											
H22.11～H23.6の排出量と、H23.11～H24.6の排出量の月別比較											
年	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
H22	11	3290	1396	180	125	11	2105	1298	30	442	10
	12	2862	1535	40	11	12	2088	1267	34	374	10
H23	1	2362	1259	59	24	1	2081	1198	5	206	4
	2	1814	991	65	3	2081	1195	58	180	14	
	3	1429	556	29	29	2089	1227	59	833	84	
	4	2058	1406	65	4	2072	1218	65	460	10	
	5	2547	792	41	3	2064	1197	42	807	10	
	6	2910	1113	29	6	2007	1152	51	16	10	
	7	1873	991	48	1	2016	1161	53	906	10	

▲町内会報に掲載した記事

さまざまな形の集積所で理想の形状を探求

さつき町内会では、さまざまな形状の集積所を作って、その長所・短所を実体験しています。「掃除をされる方にはご負担を掛ける部分もありますが、



どの形状も
一長一短

使いやすい形を研究するため、協力をお願いしています」と話します。推進員の熱意が、地域の皆さんとの理解と協力につながっています。

缶・びん・ペットボトルの収集日に実施する 子どもたちへのエコの種まき作戦

缶・びん・ペットボトル収集日には、あえて小学生の登校時間帯に集積所で作業をしています。子どもたちの好奇心をひきつけるためです。「面白そう」と寄ってきた子どもたちと一緒に正しい排出方法を実践して、最後に「お母さんにも教えてね」と伝えるのがポイント。「親より子どもたちに教えた方が効果的。子どもの話になら親も耳を傾けますからね」と話されていました。

こうしてまかれたエコの種は、子どもたちによって各家庭に持ち帰られ、大きく育つことでしょう。

ここがいいね!

◆行動を変えていくには、地域の現状を知って危機感を共有することが大切です。その際に効果的な手法は、「調査」と「記録」から導いた「数字」で、実態を見ること。調査と記録は、政策を検討するときにも有益な手法なので、取り組んでみてください。

◆子どもは担い手でもあり世代間をつなぐくれる大切な市民です。子どもの参画を工夫している活動は、ぜひ見習いたいですね。

事例 2

子ども達への環境教育を通して 地域マナーの向上へ

【宮城野区】清水沼町内会

集積所数:37カ所

宮城野区西部、青葉区に隣接した地域で、かつては谷地や沼が一面に続き、水の清涼にちなんで命名と伝承



子ども達を通じて 大人として恥ずかしくないごみ出しを

櫻井英男さんは、家庭ごみ等有料化説明会での環境局職員との出会いがきっかけで、平成21年から令和3年までクリーン仙台推進員として活動していました。

子ども達への環境教育の必要性を感じ、平成23年から集団資源回収に合わせて宮城野環境事業所の協力のもと出前講座を開催。講座では子ども達にマナー啓発ポスターを描いてもらい、地域の方がごみ問題を考える機会になればと集積所に掲示しました。子ども達がごみルールを守っているのに大人がいい加減ではいけないということを訴えかけました。

当初は講座参加者は子ども達が中心で大人は見ているだけでしたが、回を重ねるごとに保護者の方も積極的に参加していきました。



▲子ども達が作成したポスターをごみ集積所に掲示し、啓発を行った。

ごみルールを守って地域の コミュニケーションアップ

この活動により、地域の方の町内会活動への参加意識が高まり、行事への参加者が増えたり、以前は盆踊りの後の会場にはごみが散乱していましたが、次第には用意したごみ袋へ入れてもらえるようになるなど、様々な良い波及効果が見られるようになりました。

更に、出前講座や集団資源回収で一緒に活動した中学

生からあいさつをされることもあり、顔を覚えていたいって声をかけられることが大変うれしく思うとともに、町内でのコミュニケーションが増えたと感じていたことです。

平成29年には、学校の秋休み期間を利用し、小学校1年生から5年生11名が「ジュニアクリーンメイト」として推進員の皆さんとごみ集積所排出実態調査を実施しました。(30年度は6年生含め15名)

子ども達は「これはルール違反のごみだね、これは粗大ごみの不法投棄だね」などと推進員の方と会話をしながら調査票に記入していました。

櫻井さんは「長い時間かけて地域の方々との信頼関係を築いてこれて、とてもよかったです」と語られました。



▲ジュニアクリーンメイトの活動の様子

ここがいいね!

◆子どもたちへの環境教育の必要性を感じたところから、出前講座での学習、啓発ポスターの制作など巻き込んで活動しています。小学校の秋休みには「ジュニアクリーンメイト」の活動を生み出しました。

◆子どもたちを「見ている大人」から「参加する大人」に変化させています。盆踊りでもゴミが減り、行事への参加が増え良い影響が広がっていますね。

事例 3

安全・安心なまちは、 きれいな環境づくりから

【青葉区】中山台町内会

集積所数:46カ所

若い世代の住人が多く、行事も多彩で活気がある町内会です。安全・安心で明るいまちづくりを目指しています。



町内挙げての一斉清掃を展開 環境意識が高い地域だと知られることに

「中山台町内会は住民の美化意識が高く、町内では路上にポイ捨てなどのごみは見当たりません。一方、東北自動車道と並行する山道沿いには、テレビ・冷蔵庫などの大型家電やタイヤ・ソファーなど、不法投棄されたさまざまごみが散乱していました」と話すのは、長年、中山台町内会で推進員を務める山崎義雄さん。「しまいには古タイヤが燃えるボヤ騒ぎまで発生してしまいました。このままの汚い環境では、また犯罪が起きてしまうと思い、活動を始めました」と振り返ります。

まず、山崎さんは地域の方々に呼びかけて、「クリーンアップ大作戦」と称した大規模な清掃活動を実施することにしました。

当日は小雨模様のあいにくの天気でしたが、青葉環境事業所の協力を得ながら、住民約200名で、長年放



◀ 小雨の中、多くの方が参加した「クリーンアップ大作戦」

▶ 収集した不法投棄物（一部）。タイヤ・テレビ・冷蔵庫など、総重量は約850kgにも達しました



置されてきた不法投棄物の撤去と周辺の清掃を実施。この大作戦の様子は、新聞やテレビなどでも紹介され、環境意識の高い地域であると広く知られることとなり、不法投棄の抑止力となったそうです。

不法投棄されない環境づくりは 継続してこそ効果あり

クリーンアップ大作戦の実施でいったんはきれいになりましたが、このまま何もしなければすぐに元に戻ってしまうと思った山崎さんは、仙台市の協力を得て道路沿いに柵を設置したほか、暗く、人目に付かない場所には街灯を設置しました。



また、自分たちの地域の環境美化にもっと関心を持ってもらうため、設置した柵に掲示する標語を募集したり、各戸の玄関灯や門灯をつけるよう協力を求めたりしました。さらに、年1回は、町内挙げての清掃活動も続けているそうです。

「不法投棄されない環境づくりに継続して取り組んでいるので、町内は以前と比較にならないほどきれいに保たれています」と山崎さんは手応えを語ります。

道路沿いの不法投棄が多い集積所は 本通りからは見えにくい場所に移動

山崎さんが次に取り組んだのは、大きな道路に面した集積所に不法投棄されるごみ対策です。

「この集積所は、以前に町内会で設置したもので、せっかく立派なものを作ったのですが、場所が良くありませんでした。収集日や時間に関係なく、通りすがりに粗大ごみなどが捨てられることもしばしば。そこで、思い切って集積所を本通りから見えない場所に移すことにしたんです」と山崎さんは振り返ります。新しい集積所は、それまでの場所からさほど遠くない位置にありながら、通りすがりの車からは全く見えなくなり、不法投棄されるごみはなくなったそうです。

山崎さんは「集積所を移すのは難しい場合が多いと聞きますが、今回の場合は、土地の所有者が快く場所を提供してくれました。今まで利用していた方々も集積所の移設に理解してくれています。解決に至ったのも、全て地域の皆さんとの協力のおかげです」と話します。



◀通りすがりにごみが投棄されることが多かった、道路沿いの集積所

▶移設した新しい集積所。本通りから見えなくなっただけでなく、大きくて使いやすくなりました



地域の皆さんの理解を深めるには 「活動の見える化」が効果的

地域の環境美化を推進するためには、その地域に住む一人一人の協力が大切です。いくら推進員が町内の清掃やパトロールなどに取り組んでも、地域の皆さんに理解と協力がないと、活動を継続するのは難しく、また効果も上がりません。

そこで、山崎さんは「活動の見える化」を行うこ



▲「見える化」された町内会班長会議

とに。総会や班長会議において、文章や口頭による報告ではなかなか伝えきれない活動を、写真や動画のスライドを作って上映しました。「画像を見ながらの推進員活動の報告は、特に若い世代の方々へのアピール度が高かったようです。分かりやすかったと、とても好評でした」と、山崎さんは手応えを語ります。

不法投棄されにくい環境づくりが 安全・安心なまちづくりへの第一歩

中山台町内会では、こうしたさまざまな不法投棄されにくい環境づくりが実を結び、不法投棄されることがほとんどなくなりました。また、町内の環境整備が行き届くようになったことで、空き巣等の被害に遭う方もいなくなるなど、うれしい波及効果も生まれているそうです。

「ごみのない、美しいまちに犯罪は起こらないと考えています」と山崎さん。中山台町内会では「きれいで安全・安心なまちづくり」が進んでいます。

👍ここがいいね!

◆行政と「協働」して、効果的に活動を進めていますね。「協働」とは、「異なる組織同士が、同じ目的に向かって、互いの資源を持ち寄りながら取り組むこと」です。ごみ問題は、住民と行政の共通の課題です。地域の実態を把握してそれを市役所の方とも共有しながら、信頼関係をつくっていきましょう。

◆「見える化」の工夫をしていますね。文章を読み上げる説明と、写真や動画を使って視覚に訴え掛ける説明では、どちらが印象に残るでしょうか。普段の活動を撮りためて、記録として残しておくと、強力な道具になりますね。

事例 4

企業も巻き込んで取り組む、きれいなまちづくり

【宮城野区】名掛丁東名会

集積所数:3カ所

仙台駅東口に位置する町内会です。区画整理が進み、集合住宅やオフィスが増え、地域環境が変化しています



活動の始まりは 楽しみながら取り組むタバコの吸殻拾い

平成21年から推進員を務める渡邊昭男さんは、推進員になる前から、ボランティアでポイ捨てされたタバコの吸殻拾いを続けてきました。「この地域は駅に隣接していて、タバコのポイ捨てがなかなか無くなりません。退職を機に、地域貢献にと始めました」とその動機を話す渡邊さん。ただ拾うだけではつまらないので、拾った本数を数えてみることにしたそうです。

渡邊さんは、吸殻拾いを続けているうちに、拾った本数で地域の様子が伺い知れることに気付きました。「にぎやかだった日は拾う本数が多く、寒い日や天気の悪い日などは少なくなります。本来であれば本数が多いのは良いことではないのですが、人通りが多かったということですから、うれしく思うこともあるんですよ」とほほ笑みます。

渡邊さんは、たくさんある吸殻にも自分なりのプラスの意味を見つけることで、楽しみながら活動を続けています。

地域内の企業も巻き込んで一緒に活動 住人と企業が連携してまちづくり

名掛丁東名会は、伊達藩政時代には「武家のまち」として栄えた歴史の古い地域ですが、近年、区画整理が進み、趣が一変。昔からの住人は13世帯に減り、集合住宅や事業所、駐車場が目立つようになってきました。

そこで渡邊さんは、「イベントを開催する時には、地域内の企業にも協賛をお願いすることにしました。

これを契機に良好な関係を築き、協働でのまちづくりにつなげていきたいと考えています」と話します。平成21年には、町内会行事の一環として行う一斎清掃に参加してもらうなど、一緒に活動する機会が少しずつ増えているそうです。

渡邊さんは「町内会と企業が一緒に行う清掃活動は、単にまちをきれいにしているだけではありません。一緒に汗を流すうちに、住みよいまちをつくることへの連帯意識が生まれてくるのではないか」と、協働することがもたらす波及効果を教えてくれます。

名掛丁東名会では、駅に近く、オフィス等が多いという地域の特性をうまく生かして、町内会と企業が連携した、新しい形での「きれいなまちづくり」が進んでいます。



▲一斎清掃には、背広姿の会社員や工事現場の方、おじ屋さんなど、12社40人の皆さんのが参加してくれました

ここがいいね!

- ◆推進員の活動を楽しみながら実践されていますね。活動を続ける時に大切にしたい事です。
- ◆企業はSDGsやCSR、SR（企業や組織の社会的責任）の取り組みとして、地域貢献や地域の問題解決にどう参画しているかが問われる時代です。そのきっかけを地域から提案することは、企業にとってもありがたいことかもしれませんね。

事例 5

町内みんなで きれいな集積所を目指して

【宮城野区】安養寺上町内会

集積所数:8カ所

安養寺上町内会は青葉区、泉区と接した高台に位置する町内会です。



ごみ集積所の掲示板が 住民のコミュニケーションの場

町内会長も兼務している鈴木克美さんは、ごみ集積所は地域の皆さんが必要な場所と考えて、掲示版を設置し、ごみ出しルールの広報を行っています。

掲示物は、環境事業所と相談して作成したもので、原本は手元に置き、古くなつたものや破損した場合はその都度ラミネート加工をして貼り替えます。掲示物は長期間貼っておくと、見てもらえないなくなるので、定期的に貼り替えて新鮮さを保つようにしています。

最近は、自分たちが使用している集積所がどのような状況なのか、皆さんにわかってもらいたいということで、集積所毎の改善点をやさしい言葉で掲示し、更なるごみ出しルールの周知を行っております。

当番表を作成して みんなで集積所清掃

現在は3名の推進員と1名のメイトの4名で活動をしています。定期的に全員で黄色のベストを着用してごみ集積所のパトロールを行うことで、地域に推進員活動が認識されたこと、また、11の班で8ヶ所の集積所の当番表を作成してみんなに掃除をしてもらっていることから、地域全体で集積所をきれいに使おうとの意識が高くなってきており、結果として、ごみ出しルール

の向上につながっているようです。

鈴木さんは、入学や転勤の時期に新たに住人となつた方々へもコンタクトをとり、ごみ出しルールの説明をされています。最初はルールが守られずに、レジ袋で出されたり、粗大ごみが出されたりといったことがあるようですが、その様な人を見かけたときに、「指定袋で出していただくと助かります」と言って協力を求めたり、ルールを守ってもらえば「協力いただけてありがとうございます」と声を掛けて、相手の気持ちを協力していただける方向に向かう様な話し方を心掛けているとのことです。

そのような活動の結果

- ・ルールを守らずにいられない集積所
- ・ルールを守らないと恰好悪い

という地域になり、「うちの町内会はレジ袋で出す人は”ゼロ”です」と胸を張ってお話をされております。

これらは、1、2年で達成できたわけではなく、長い間、コツコツ活動を続け、町内の皆さんに浸透していった結果であるとのことでした。

これからは、更なる取り組みとして、プラスチック製容器包装や紙類など、分別に力を入れたいと意気込んでおられます。

ここがいいね!

- ◆誰にでも見やすい掲示と飽きられないよう定期的な張り替えがすばらしい！
- ◆広報・掲示の工夫をして、ごみ出しルールをしっかり伝え、集積所ごとの改善点を掲示しています。
- ◆「助かります」「ありがとうございます」と気持ちの良い言葉を掛け合っています。
- ◆新たな住民向けの広報、引っ越しして来た方だからこそ「丁寧にお知らせ」ですね。

事例 6

「そもそもの原因は？」 根本からの検討で問題解決

【宮城野区】宮城野町会

集積所数:11カ所

「楽天モバイルパーク宮城」に隣接する町内会です。古くからの住人が多く、高齢化が進んでいます。



問題解決のためには まず関係者全員が集まって話し合うことが大切

「事の始まりは、宮城野環境事業所に入った一本の電話でした」と話すのは、推進員を引退し、現在は町内会の役員として推進員・メイトの皆さんのバックアップに力を注ぐ亀森久信さんです。電話の内容は、「集積所から流れてくる汚水の臭いがひどいので、集積所を移設してほしい」というものでした。

宮城野町会では、集積所ごとに利用している世帯の中からメイトを一人ずつ選出してもらい、メイトそれぞれができる範囲で、集積所の管理をすることにしていました。

早速、亀森さんは、問題の集積所を担当するメイトの今野さんと町内会長に相談を持ち掛けました。その結果、利用している方全員で話し合おうということになったのだそうです。



▲宮城野町会では、集積所での活動に役立つ物品をメイトに配布して支援しています

みんなが納得する解決策は 問題の根本となる原因を取り除くこと

話し合いの場には、その集積所を利用している方々に加えて、困っているご本人にも参加してもらいました。まず、集積所で今どんな問題が起きているのか、集積所の前に住む方がどんな嫌な思いをしているのかについて説明し、みんなで情報を共有した後、自由に意見を出し合いました。

「『近くの空き地に移したらいいのでは』『うちの前は困る』など、皆さんの視点は『集積所をどこに移すか』だけに向いていました」と、話し合いの様子を語る亀森さん。「しかし、集積所を移設しただけでは、『臭いがひどい』という問題は解決しません。また、移設場所として候補に出た空き地は今以上に人目に付かない場所で、ポイ捨て増加などの懸念もありました。そこで、『臭いの原因となっている汚水は、なぜ出るのか。皆さんが出す生ごみから出ているのでは』と、参加者に問い合わせてみたのです」。

結局、その日の話し合いは結論が出ないまま解散となりましたが、数日後に今野さんに結果を聞いてみると、集積所を移設するのではなく、みんなでごみの出し方を注意すること、そして集積所の管理を任せにせず、持ち回りで清掃を担当するということで、意見がまとまったとのことでした。

宮城野町会では、利害関係者全員が参加する場で、問題を根幹から見つめ直し、さまざまな視点で自由に改善策を出し合うことで、みんなが納得する結論を導くことができたのでした。

ここがいいね!

◆困り事や問題には、いろいろな側面があります。すぐには結論に飛び付くのではなく、「本当の問題は何だろう」をみんなで考えることができると、問題解決の質が高まります。「状況・問題を知る」→「思いを語る」→「解決アイデアを多数探る」→「最も効果的な取り組みを選ぶ」→「実践する」のサイクルをさらに回していくましょう。

◆話し合いには、話しやすい場をつくり、しっかり聞き合うことが大切。思いの共有につながります。

事例 7

鳥獣被害対策は計画的に 住民の得意技を集結

【宮城野区】鶴ヶ谷北町内会

集積所数:20カ所

宮城野区北部の泉区と隣接する高台に位置する町内会。
役員を中心に日々、住環境の整備に取り組む町内会。



推進員としての初活動は 集積所の鳥獣対策

鶴ヶ谷北町内会は、平成27年7月に推進員3名、メイト10名の体制で活動をスタートしました。現在では総勢15名で街の美化に取り組んでいます。

他の町内会と同様に長い間、ごみ集積所での鳥獣被害に悩まされており、地域の方々から町内会へ改善要望も多々ありました。そこで推進員・メイトとして最初に取り組んだのが、きれいな集積所整備に向けた活動でした。

整備に先立ち、集積所の利用実態を調査しました。全戸にどの集積所を利用しているかのアンケート調査を実施し、工作物の大きさを決めるため、集積所ごとの排出量を確認しました。同時に、宮城野環境事業所と改善の相談を重ね、鳥獣被害対策用の工作物の見本を提供してもらいました。これを基に町内会の方々が、それぞれの得意分野で力を発揮し、排出量に応じた規格の図面作成やどのような部材が適切かなどの検討・調達を行い、28年度は20カ所中9カ所の集積所に工作物を設置しました。

設置の効果は大きく、今ではほとんど被害はないとのこと。更に集積所がきれいになったことで、今まで見られたレジ袋などのポイ捨てもなくなったそうです。今後は、整備した地区から未整備の地区へカラスが流れていったため、未整備地区の集積所の整備を目指すとのことです。

更なるまち美化をめざし 定期的に改善の打合せ

15名の推進員・メイトの皆さんは勉強熱心で定期的に集まり、改善点や課題について話し合いを行っています。また、環境局主催の学習会や区の研修会にも積極的に参加されており、他の町内会の活動の話に熱心に耳を傾け、自分たちの活動に活かしています。

更に、これまでの活動を客観的に評価するため「五つ星集積所診断」にチャレンジし、3年連続で「五つ星集積所」の称号を取得しました。現在までに7か所が「五つ星集積所」となりました。

いずれは全ての集積所が「五つ星集積所」となるよう地域の皆さんと一緒に、ごみ減量・リサイクル推進や環境美化等に取り組まれることです。



▲地域の方が分担して作成した工作物

ここがいいね!

- ◆現状把握：集積所の利用実態を調査することで設置する工作物の大きさをしっかりと把握しています。
- ◆創意工夫：市民の手で、鳥獣被害工作物の図面を作成、そして製作されました。
- ◆定期的集い：市民同士で問題解決や目標達成のために定期的な話し合いを実践されています。
- ◆研修や講座の活用：さらに効果的な活動をするために学びと実践を繰り返しています。

事例 8

まずは顔見知りになること。 急がば回れの精神で

【若林区】南石切町町内会

集積所数:6カ所

地下鉄河原町駅の東側に位置する町内会です。交通の便が良いことから、転勤族も多く住んでいます。



「急がば回れ」が 相手に快く話を聞いてもらうポイント

南石切町町内会で推進員を務める片岡昭男さんが日々心掛けていることは、「急がば回れ」です。

交通の便が良い南石切町町内会には転勤族が多く、そうした方々は、以前住んでいた自治体のごみ出しルールをそのまま続けてしまうことが多いそうです。

「間違った出し方をしていてもグッとこらえて、最初はあいさつを交わすだけ。知らない人からいきなり注意されても、嫌な思いが残るだけですからね」と片岡さん。少しずつ相手との距離を縮めていき、良い関係を作ると、注意も聞いてもらいやすいのだとか。

片岡さんのやり方は、一見すると遠回りに感じますが、地域の皆さんとの協力を得る、最短で効果的な方法になっています。

言葉ではなく、見て分かる「袋はこっち」のサイン

出勤途中にごみを出す方が多い南石切町町内会では、缶などを入れてきた袋ごと回収容器に出されることが多く、すぐに容器がいっぱいになるのが悩みの種でした。



▲回収袋には、見本のレジ袋を入れてスタンバイ

そこで片岡さんは、入れてきた袋の回収袋を回収容器に取り付けてみることに。すると、回収袋の意味を自ら理解して、缶などは袋から出して入れてくれるようになったとか。「今ではこのルールがすっかり定着しました」と片岡さんは教えてくれました。

花のプランターがもたらす効果は「一石四鳥」

町内の道路沿いには、老人クラブと子ども会の皆さんで育てた、色鮮やかな花が咲くプランターが置いてあります。子どもとの交流もできるこの活動は、高齢の方の生きがいにもなっているそうです。

片岡さんは、「きれいな花が咲いているところにポイ捨てする人はいません。近くに住む方が水をあげてくれるので、道路の見回りにもなり、防犯にも役立っているんですよ」とほほ笑みます。

色とりどりの花々は、見る人の心を和ませるのはもちろん、生きがいづくり、ポイ捨て防止、防犯と、「一石四鳥」の効果を与えています。



ここがいいね!

◆ごみ出しルールを守らない方は、知る機会がなかった方ともいえます。まさに「転勤族」の方がそうですね。だからこそ、片岡さんの行動は効果的なのです。慣れない土地で不安な転勤族の皆さんのが、地域に関心と愛着を持つきっかけとなるでしょう。

◆花のプランターのように、地域のさまざまな人の手間と思いが集まった活動は、地域への关心を高め、人々の関係づくりの潤滑油になります。自分の地域では何が「人の思い」を集めのか、考えてみましょう。

事例 9

地域で楽しく学習会 推進員活動はお茶っこ飲みから

【若林区】南小泉町内会

集積所数:101カ所

若林区の中央部に位置する、地元で生まれ育った方が多く人情味があふれた地域。市内有数のマンモス町内会。



楽しい集積所点検と学習会で マナーアップ

南小泉町内会の約半数の集積所には、収集日の案内以外は、仙台市から配布されたごみ減量キャンペーンのポスターと「五つ星集積所」の認定プレート以外は掲示されておりません。注意喚起するものはありません。それでも、きれいに整理されています。

これは推進員・メイトの皆さんが若林環境事業所の協力の基に、集積所点検と学習会を年2回開催しているからです。参加者は各班長さんの他、多くの方が参加しており、中には、赤ちゃんを連れた若い世代の方も参加されます。更に、各地区の区長さんと一緒に集積所を回っていただいていることも集積所がきれいな理由です。



▲排出ルールが守られていて
整理された集積所

学習会のつながりから 地域のつながりへ

若い世代の方が学習会に参加いただけるようになって、異なる世代の方ともコミュニケーションが取れるようになりました。余所の地域から来られた方を上手く仲間に入れて、更に若い世代のコミュニティに働きかけければ、もっとごみ出しルールが浸透していくと考えています。ごみ出しルールを守ってもらうためのヒントになればと考えています。

推進員の早坂きみ子さんは推進員活動を自らが楽しんでいます。その姿が他の方にも楽しそうに見えるとのことで、推進員として活動したいとの申し出がたくさんあります。皆さんからあこがれの目で見ていただけるのは大変うれしく思うのですが、活動を続けていくためには、みんなが楽しまなければ続けていくことが難しいと考えているようで、

- ・仲間が集まっての「お茶っこ飲み」は大事
 - ・いろんな事を言い合うのが大事
 - ・出来ないものはできないので無理しない
- をモットーに活動を続けていきたいとのことです。



ここがいいね!

- ◆多くの住民を巻き込んで、ごみを自分ごととして考える機会や場を作っています。
- ◆異世代間でコミュニケーションが取れていて、若い世代への働きかけが、ごみ減量やまち美化につながっています。
- ◆推進員活動で自分が楽しむ姿を見せることが、多様な住民が関心を持ち、巻き込むきっかけになっています。
- ◆共通理解として、3つのモットーを作り、無理なく活動するポイントを伝えています。

事例 10

心に呼び掛けて マナーアップ

【若林区】中倉共栄会

集積所数:15カ所

若林区北部に位置する幹線道路沿いに広がる住宅地。現役を退いた方々が特技を生かし町内会へ貢献している。



3者協働で まち美化の習慣を受け継いで

中倉共栄会で町内会長とクリーン仙台推進員を兼務されている佐々木伸さんは平成20年から活動をされています。

幹線道路沿いに大型店舗や事業所が立ち並ぶ地域で、一步奥に入ると閑静な住宅が広がる街ですが、道幅が狭く集積所の設置に苦労したとのことで、これまでの町内会役員の方々が狭い土地でも道路を塞ぐ事無くごみが置けるようにと、棚状の工作物を設置しました。現在でも役員の皆さん修理をしながら大切に使用しています。

当町内会は、街をきれいにする活動が盛んな地域で、住民、町内会役員、民間企業の三者で街の見回りを行っています。街をきれいにする習慣が住民の方に代々受け継がれている地域です。

ほとんどごみが落ちていないきれいな街並みですが、それでも、ルールを守っていただけない方がいるそうです。頭ごなしに注意すると反感を招くこともあるので、「みんなきれいな街に住みたいよね」、「子ども達に汚れた街を見せたくないよね」などと心に訴えかけるように協力を求めるそうです。

高齢化を逆手にとって 利便性を求めて集積所を増設

当地区においても住民の高齢化が進み、集積所までのごみ出しが大変だという相談が増えてきました。そこで、住民の利便性を考慮し、ごみ集積所の数を増やすことにしましたが、道幅が狭く、集積所の確保が難

しいことから、若林環境事業所と相談し、鳥獣被害にあいにくく、場所をとらない「ハンサムネット」を設置しました。今では、ごみ出しが楽になり、集積所も汚れず、地域の方から感謝されているとのことです。地域の方々もごみ集積所増設への理解や、役員の皆さんも集積所が増える事への有益性を地域の方から理解が得られるよう説明した成果だと思います。

推進員の藤岡浩三さんは、「この町内会は現役を退いた方がそれぞれの特技を生かし、集積所の整備や地域運営に貢献している素晴らしい町内会です。」と話されていたことが印象的でした。



◆代々受け継がれているごみ集積所の工作物



►新たに設置したごみ集積所(ハンサムネット)

ここがいいね!

- ◆狭い土地だからこそ、知恵を出して棚状の工作物の集積所を製作し、地域の利便性を考えました。
- ◆民間企業・住民・役員との連携：三者が連携し、街をきれいにする習慣が受け継がれています。
- ◆ありたい姿を言葉にして住民の心に語りかけるように働きかけられています。
- ◆集積所の増設も退職後の住民の力を生かして実行。行動力が素晴らしい。

事例 11

仲間とともに、 アイデアあふれるごみ対策

【太白区】ハ木山団地緑風会町内会

集積所数:2カ所

閑静な住宅街にある町内会です。戸建て住宅が多くを占めていますが、アパートも点在しています。



集積所に施す、さまざまなアイデアで 種々の定番課題を解決

「良いと思ったことは、まずやってみる」という推進員の井口敬二さん。持ち前の実行力をフルに発揮して、これまで数々の課題を解決してきました。

まずは、集積所を荒らす「カラスや猫などへの対策」。井口さんは、鉄製の枠だけだった集積所に、ホームセンターで買って来た安い材料を使って、手作りのネットカバーを取り付けました。このネットカバーは効果てきめんで、カラスや猫などによる被害が激減したそうです。

2つ目は、集積所での「時間外のごみ出し対策」。井口さんが考えた方法は、ネットに鈴を取り付ける「音が気になる作戦」。鈴の音は決して大きな音ではありませんが、ネットを動かすと鈴が鳴るため、人に与える心理効果は絶大です。「時間外のごみ出しへの効果は上々」と井口さんはほほ笑みます。

3つ目は、「ペットボトルの出し方改善」。地域の皆さんの自発的な行動を促そうと考えた井口さんは、集積所隣の掲示板に「フタ入れ」を設置し、フタを外して出すことを意識してもらえるようにしました。すると、次第に他のルールにも意識が向くようになり、フタを外すだけでなく、洗って出してくれるようになるなど、予想以上の効果を上げているそうです。



▲▶100円ショップの鈴(写真左)と、使い古しの網を再利用し
たフタ入れ。ごみ対策もエコに

苦渋を分かち合う仲間ができたことで さらに効果的な活動が可能に

井口さんは、現在、もう一人の推進員の松村有司さんと二人三脚で活動しています。川へのポイ捨てをいつも注意している松村さんの姿を見た井口さんが、推進員に推薦したのだとか。「推進員の活動は、嫌味を言われたりして苦労がつきもの。二人での活動は心強いです」と井口さんは話します。

苦渋を分かち合う仲間ができたことで、アイデアにも磨きがかかるお二人。仙台市発行のパンフレット「資源とごみの分け方・出し方」を携帯しやすく加工するなど、独創的で効果的な活動を開いています。



▲集積所での活動に便利な、携帯版「資源とごみの分け方・出し方」

ここがいいね!

◆「良いと思ったことはまずやってみる」というアクションは、地域課題を解決していく上でとても重要です。小さな実践から、次が見えてくることが多いからです。そこに、住民同士のアイデアや意見が加われば、さら精度が高まりますね。

◆1人だけから2人での活動になる事で、問題解決の工夫が進みました。仲間づくりは大事ですね。

事例 12

子どもたちへの環境教育を通して ごみルールの普及啓発

【泉区】向陽台二丁目町内会

集積所数:8カ所

泉区北東部、富谷市に隣接する地域で、小高い丘に立地する閑静な住宅地です。



「ごみ集積所排出実態調査」で 排出ルールを集中広報

向陽台二丁目町内会では、地域の皆さんに、ごみの分け方や出し方を守ってもらうために、年間を通して広報するより、短期間で集中的に広報することが効果的だと考えました。そこで、クリーン仙台推進員の事業として実施する、ごみ集積所排出実態調査実施期間の10月を、町内会独自で「クリーン推進月間」とすることを決めました。

クリーン推進月間では、排出実態調査に町内会として積極的に参加するほか、町内の一斉清掃、ポスターコンテストの企画など、さまざまな取り組みを行っています。

中でもクリーン推進月間の目玉であるポスターコンテストは、子ども会と町内会が連携し、「ごみの出し方」をテーマに町内の小学生に作品を募集します。集まった作品は、推進員と町内会理事会で審査した後に集積所に掲示され、地域の方がごみ出しの際に目にすることになります。また受賞者は、町内約300名が集まる芋煮会の会場で町内会長から表彰されます。



子どもたちがポスターを描くために ルールを学ぶ環境教育

「子どものころからごみの出し方のルールに触れることは、環境教育につながる大切なことです。」と町内会長を兼務されている飯野泰康さんはお考えです。ポスターを描くために子ども達がごみルールを調べると、周りの大人も子どもだけに任せておけないと意識するようになります。また、集積所に自分の描いたポスターが貼りだされると、子ども達が進んでごみ出しのお手伝いをするようになったという効果につながるそうです。

地域ぐるみで子どもたちの環境に対する意識を育していく方法を教えていただきました。



◆期間を設定することで、住民が意識する機会が増えましたね。子どもたちが書いたポスターを集積所に掲示することで、家族・地域へのアピールにもなります。地域の多くの方に知つてもらうための広報作戦を多様に実践していますね。

◆町内300名が集う場での表彰によって、ごみ出しに関するモデル像を示すことに繋がっています。

事例 13

できることからコツコツと集積所のステップアップ

【泉区】虹の丘三丁目町内会

集積所数:7カ所

泉区南部に位置し、青葉区と隣接した地域で、公園や水辺を有する、緑豊かな静かな住宅街です。



コツコツと集積所のステップアップ

虹の丘三丁目町内会の推進員・メイトの皆さんには、活動時は、全員ベストを着用し団体で活動しています。目立つことで地域に活動を知ってもらえて、ごみ出しルールに興味を持ってもらえる。街がきれいになり、更に、新たに仲間として活動していただける方も増えるとの理由からです。

取材当時の推進員の方は平成24年に町内会長就任時に、クリーン仙台推進員制度を知り、自ら推進員として活動を始めました。きれいな街に住みたいとの思いから、当時の福利厚生部長と2人でスタートし、現在では、町内会役員の他、推進員活動に賛同いただいた方も含め、5名の推進員と2名のメイトで活動しています。

就任当初は鳥獣被害が深刻で、地域から改善の要望が寄せられていました。そのときパイプを組みネットをかぶせる構築物の存在を知り、試験導入を経て全集積所に導入しました。今では鳥獣被害はありません。

次に取り組んだのは、缶・びん・ペットボトルの出し方ルールの徹底です。キャップやラベルが付いたまま、カゴから溢れて散乱している状況だったところを、一つずつキャップやラベルを剥がして潰し、コンパネ製の出し方ルールを描いた看板を掲示したところ、5~6カ月でほぼ完璧な状態で集積所へ出していただけるようになりました。



▲集積所に設置している構築物と町内会の方が描いた看板

分別意識の高まりから「五つ星集積所」へチャレンジ

町内会で、ごみ分別・減量・リサイクルの取り組みとして、平成26年から「五つ星集積所診断」へのチャレンジを始めました。中には一回で五つ星集積所をもらえなかつたところもありましたが、あきらめず翌年に再度チャレンジし、平成28年までの3年間で、町内全ての集積所で「五つ星集積所」の認定を受けることができました

街がきれいになることで、みんなが喜び、自発的に活動してもらえるようになつたこと。集積所をきれいにすると汚れないという気持ちになり、更にきれいになる。とてもよいサイクルができたと思いますと感想を述べられておりました。



絵の得意な町内会員に作成
依頼した啓発ポスター

ここがいいね!

◆推進員の認知度が上がれば、課題認識も同時に進みます。

◆すぐに一気に進めるのは難しいものです。やり方を提示し、実践し、時間をかけながら段階的な取り組みにチャレンジしていますね。

◆自分たちの行動によるまち美化を実感できれば、さらに活動に弾みがつきますね。活動のふりかえりを行つて、小さな変化に気づくことも大事です。

事例 14

ごみ集積所を 情報発信の場に

【泉区】山の寺第二町内会

集積所数:13カ所

泉区北東部の、泉ヶ岳が一望できる閑静な住宅地です。
地域が一丸となって美化活動を行っています。



地域の見張り番 環境美化は集積所の見回りから

山の寺第二町内会は戸建て、集合住宅世帯がほぼ半数ずつの約800世帯が暮らしており、9名の推進員で活動しています。

クリーン仙台推進員活動を始めて10年程になりますが、当初は排出曜日が守られないことや、粗大ごみが出されることもあったため、泉環境事業所と協力して出前講座を開催し、住民へごみ出しルールの周知を図ったほか、自分たちも学習会や分別研修会に参加して自己研鑽に努めました。

日々の活動として、ごみ出しに来られた方に分け方をお伝えし、缶・びん・ペットボトルの収集日にはラベル剥がしやペットボトル潰しを行っています。

また、定例で町内13か所の集積所の見回りを実施し、排出状況の確認を行っています。この情報を町内会の役員会に取り上げ、問題点や改善点を町内会だより等でお知らせしています。集積所の課題を推進員だけではなく、町内会と協働して地域全体で解決しています。

更に、町内会総会の資料に推進員名簿を掲載するようにしたところ、活動が地域に認知されるようにな



▲定例のごみ集積所の見回り

り、それとともにごみ出しのマナーも良くなってきたとのことでした。

集積所を地域の掲示板に

「集積所は町内会行事の案内の掲示や、ごみを出しに来た方と世間話をするなどコミュニケーションの場にもなっています。だから、いつもきれいにしないとね」と誇らしげに話されている様子が印象的でした。

今後も環境事業所と作戦を練りながら、できるだけ自分たちの力で地域をきれいにしていきます、との力強いお言葉をいただきました。



▲ごみ集積所を掲示版代わりに使用。みんなが集まるのでコミュニケーションの場になる。

ここがいいね!

◆出前講座の実施や学習会・研修会に参加し学ぶことで、地域や自分のことがより見えるようになりましたね。

●集積所を巡回することで地域の変化をつかみました。町内会だよりの回覧によって、実態を具体的に伝える効果があったことでしょう。

●総会資料へ推進員の氏名を記載することで、認知が進み活動がしやすくなったのではないでしょうか。

事例 15

手作りのフタ入れは、 水抜きも備えた優れもの

【青葉区】下町町内会

集積所数:85カ所



仙台市が主催する学習会への参加をきっかけに活動を始めた、推進員の加藤まさ子さんが気になっていたのは、集積所でフタが付いたままのペットボトルを多く見かけることでした。「フタを外して」とポスターを貼っても、外したフタの始末に困ると思った加藤さんは、フタを入れる容器を集積所につるすことを思い付きました。

入れやすく、雨が降っても水がたまらないようにと試行錯誤の末、飲み終わったペットボトルを切って逆さまにしたフタ入れが完成しました。入れ口は大きく、底のフタを回せば水抜きも簡単にできる優れものです。

「フタ入れを設置してから、皆さんがペットボトルのフタを外して出してくれるようになりました」と加藤さん。ごみを出す人の気持ちで考える加藤さんの取り組みが効果を上げています。

👍ここがいいね!

「フタをはずして」で気になった「フタ」。そこから「フタ入れ」を自作し、集積場に設置した加藤さん。人の行動や心理で疑問に思ったことを行動にしました。今後も「気付き」をアクションにつなげてくださいね。

事例 16

あいさつと責めない態度が、 きれいなまちづくりの秘訣

【若林区】中倉新栄会

集積所数:5カ所



中倉新栄会では、推進員の皆さんがあうんの呼吸できれいなまちづくりに向けた活動を続けています。ごく自然に役割分担が決まり、集積所の見回りや清掃、鳥獣対策用ネットの設置、通学路の草刈りなど、各々が自らの役割をきちんと果たした結果、活動を始めた頃とは見違えるほど、町内はきれいになりました。

そんな推進員の皆さんのが活動するうえで心掛けているのは、「あいさつ」と「相手を決して責めないこと」。「集積所では、ごみの出し方が間違っていても決して注意しません。集積所の清掃をしながら、あいさつを繰り返すだけ」と

皆さんは声をそろえます。

この心掛けが功を奏し、推進員の活動に理解を示してくれる方が増え、以前はあいさつさえすることのなかったアパートの若い住人と雑談したり、一緒に集団資源回収を行ったりしているそうです。

👍ここがいいね!

聞きにくいことを聞ける、分からぬことを分からぬと言えるためには、お互いの距離が縮まらないとなかなかできません。「あいさつプラス一言」で、地域に風を吹かせましょう。

事例 17

車からのポイ捨て防止は、 集積所へのポスターで

【若林区】遠見塚北親会

集積所数:21カ所



平成17年から推進員として活動している菅原忠さんは、通りすがりの車からの集積所へのポイ捨てや粗大ごみの持ち込みに、頭を悩ませていました。問題の集積所は、迂回路となっている道路沿いで車の通行量が多い場所にあるため、曜日・時間に関係なく、ごみが捨てられやすいのです。

何か対策はないかと考えた末、菅原さんは、自動車からのポイ捨て防止ポスターを作り、ポイ捨てが多い4カ所の集積所に掲示することにしました。

「ポスターの対象を集め所の利用者ではなく、ポイ捨て

する部外者にするのは、ありそうでなかった視点です。町内会できちんと管理している集積所であることを示すこともできます」と菅原さん。人目に付くように色鮮やかな色彩で描いた、このポスターの効果が楽しみです。

👍ここがいいね!

ポスターを作成するときに、「誰に対して」を考えることが大切です。対象をはっきりさせると、色、サイズ、言葉選びなどを工夫することができるし、効果も図りやすくなりますね。

事例 18

きれいな集積所は、 住民の理解と協力のおかけ

【太白区】平渕町内会

集積所数:16カ所



町内のまとまりの良さが自慢の平渕町内会。費用負担を伴う「集積所の改修」にも難なく快諾が得られたそうで、推進員の皆さんには、近所の方の技術も借りながら町内のほとんどの集積所改修を成し遂げました。

同時に、利用者による集積所清掃の当番制も開始。この清掃当番には、事情により町内会に加入していない方にも参加してもらっています。推進員の佐藤明さんは「自分が使う集積所を自らお世話することがポイント。当事者意識も芽生え、大切に使おうという気持ちになります」と教えてくれます。同じく推進員の澤田邦夫さんは「以前よりごみ出しマナーも良くなりました」と、手応えを感じてい

る様子です。

平渕町内会では、住人の理解と協力に支えられ、きれいな環境作りが進んでいます。

👍ここがいいね!

町内会の協力があると、地域全体に働き掛けやすくなります。また、町内会に未入会の方のアクションを引き出したことで、地域活動の機運もアップ。地域での活動は、必要性と役割がはっきりすると「納得・参加」が得やすくなります。当事者意識を育むいい活動ですね。

資料集

1 クリーン仙台推進員設置要綱(平成7年7月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーン仙台推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(推薦及び委嘱)

第2条 推進員は、町内会、マンション管理組合及びその他の自治組織（以下「町内会等」という。）の推薦によって、市長が適當と認める者にこれを委嘱する。

2 前項の規定により推進員を委嘱する場合における推進員の定数は、世帯数が500未満の町内会等にあっては5人以内、500以上の町内会等にあっては10人以内とする。ただし、町内会等から希望があり、かつ市長が必要と認める場合は追加して委嘱することができる。

(給与等)

第3条 推進員には、給与は支給しないものとする。

2 推進員は活動を行うための費用について、予算の範囲内で、別に市長が定める額の弁償を受けることができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、7月1日から翌々年の6月30日までの2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する期間の中途において委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、前任者がいない場合には、委嘱された日から前任者がいた場合の残任期間に相当する期間とする。

(活動)

第5条 推進員の活動は次のとおりとする。

- (1)生活環境の清潔の保持に務めるとともに、地域住民による一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進に関する助言及び指導を行うこと
- (2)一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用に関し、本市と地域住民との間及び地域住民相互間の連絡及び調整を行うこと
- (3)一般廃棄物の自己処理に関する助言及び指導に務めること
- (4)地域住民の環境意識の普及啓発に努めるとともに、地域住民による集団清掃その他生活環境の向上のための活動を促進すること
- (5)本市の行う環境事業につき、調査並びに情報の収集及び提供を行うこと
- (6)不法投棄されやすい場所等を定期的に巡回し、不法投棄の事実を認めた場合には、速やかに、発見した区域を担当する環境事業所又は市長が別に指定する機関に通報すること
- (7)その他一般廃棄物の減量及び再生利用、生活環境の保全に務めること

(研修)

第6条 市長は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱するものとする。

- (1)本市の区域内に住所を有しなくなったとき
- (2)推進員の活動の遂行に支障があると認められるとき
- (3)その他市長が必要があると認めるとき

(活動報告)

第8条 推進員は、市長が開催する会議に出席し、その活動の状況及び成果について、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出席することができないときは、別に市長が定める方法により報告することができる。

(クリーンメイト)

第9条 市長は、推進員が地域での活動を遂行するために必要と認めたときは、町内会等の推薦により推進員の活動に協力する者（以下「クリーンメイト」という。）を委嘱することができる。

- 2 クリーンメイトには、給与は支給しないものとする。
- 3 クリーンメイトの任期は、推進員の任期に準ずるものとする。
- 4 クリーンメイトは、市長が認めた場合に限り、第6条に規定する研修に参加することができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は環境局長が定める。

2 // クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱(平成27年3月6日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のクリーン仙台推進員(クリーン仙台推進員設置要綱(平成7年7月31日市長決裁)に定めるクリーン仙台推進員をいう。)として、多年にわたり地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に尽力し、その功績が顕著である者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰するものとする。

- (1)クリーン仙台推進員を継続して10年以上務め、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に貢献した者
- (2)前号に準じる功績があり、表彰に値すると認められる者
- (3)その他、市長が認める者

(基準日)

第3条 前条に規定する勤続年数は、毎年7月1日を基準日として判定するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、毎年7月に行うものとする。

2 表彰を受ける者に対しては、感謝状に添えて記念品を贈呈する。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は廃棄物事業部長が定める。

3 クリーン仙台推進員制度のあゆみ

平成4年2月	モデル事業としてスタート。21地区（青葉区5、宮城野区4、若林区5、太白区4、泉区4）から計63名を推進員に委嘱
平成5年4月	モデル事業として継続。33地区（青葉区8、宮城野区6、若林区6、太白区7、泉区6）から計98名を推進員に委嘱
平成6年4月	モデル事業として継続。各区1地区をモデル地区（連合町内会単位）とし、モデル地区内の全ての単位町内会から計93名を推進員に委嘱
平成7年8月	「クリーン仙台推進員設置要綱」を制定し、クリーン仙台推進員制度を本格的にスタート。対象地区を全市に拡大 ※推薦枠：1,000世帯未満＝1名、1,000世帯以上＝2人以内 ※推進員委嘱者数＝194名（平成8年1月現在）
平成17年8月	推進員と不法投棄巡視員を結合（推進員の活動内容の1つに不法投棄巡視を追加） クリーンメイト制度を新設 ※推進員委嘱者数＝1,117名、メイト任命者数＝428名（平成17年8月現在）
平成20年3月	町内会長等からの推進員推薦枠を拡充 ※推薦枠：500世帯未満＝5名以内、500世帯以上＝10名以内 ※推進員委嘱者数＝2,389名（うち追加委嘱者数＝1,277名）（平成20年6月現在）
平成23年1月	推進員の任期満了期日を7月31日から6月30日に変更 ※推進員委嘱者数＝2,162名、メイト委嘱者数＝1,459名（平成23年7月現在）
平成27年3月	「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」制定（推進員を継続して10年以上勤め、適正な分別・排出等貢献した方を表彰することとする） ※表彰者数：平成27年 210名、平成29年 92名、令和元年 318名、令和3年 144名
令和5年3月	※推進員委嘱者数＝2,443名、メイト委嘱者数＝1,485名

お問い合わせ先一覧(仙台市の局番:022)

◆推進員・メイトの推薦・委嘱、ごみの出し方・ごみ集積所に関すること

お住まいの区の環境事業所、環境局家庭ごみ減量課

問い合わせ先	所 在 地	TEL	FAX
青葉環境事業所	〒989-3121 青葉区郷六字葛岡57-3	277-5300	277-8750
宮城野環境事業所	〒983-0032 宮城野区仙石1-1	236-5300	236-6123
若林環境事業所	〒984-0835 若林区今泉字上新田103	289-2051	289-5775
太白環境事業所	〒982-0003 太白区郡山字上野4-1	248-5300	248-5361
泉環境事業所	〒981-3111 泉区松森字阿比古33	773-5300	373-1156
家庭ごみ減量課	〒980-0802 青葉区二日町6-12	214-8227	214-8277

◆資源物の分別・リサイクルに関すること

家庭ごみ減量課(TEL)214-8227

仙台市総合コールセンター 杜の都おしえてコール(TEL)398-4894

◆不法投棄・不法焼却に関すること

発見した区の環境事業所(上記参照)

産廃110番(TEL)214-3809(FAX)214-8356(土・日・祝・夜間(17:55～翌8:30)はFAXのみ)

◆放置自転車・バイク・自動車に関すること

最寄りの警察署または交番

◆町内会行事への支援に関すること

内 容	問い合わせ先	TEL
環境事業所による出前講座	お住まいの区の環境事業所	(上記参照)
環境施設見学の申し込み	家庭ごみ減量課	214-8229
エコストーションキットの貸出		
市政出前講座の申し込み	市民局広聴課	214-6132
地域清掃ごみ袋の配布 ※地域清掃ごみ袋の収集 ・少量の場合 家庭ごみの日にごみ集積所へ出してください ・多量の場合 事前にお住まいの区の環境事業所へご相談ください	各環境事業所、家庭ごみ減量課 青葉区まちづくり推進課 宮城野区まちづくり推進課 若林区まちづくり推進課 太白区まちづくり推進課 泉区まちづくり推進課 宮城総合支所まちづくり推進課 秋保総合支所総務課	(上記参照) (代)225-7211 (代)291-2111 (代)282-1111 (代)247-1111 (代)372-3111 (代)392-2111 (代)399-2111
公園から出たごみの処理依頼	各区公園課、宮城総合支所公園課 秋保総合支所建設課	(上記代表電話へ)
道路側溝の土砂・ごみの処理依頼	各区道路課、宮城総合支所道路課 秋保総合支所建設課	(上記代表電話へ)

◆クリーン仙台推進員、クリーンメイトの活動での事故に関すること

47 各区まちづくり推進課、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課(TELは上記代表電話へ)

クリーン仙台推進員 推薦書兼変更・退任届

年 月 日

(あて先)仙台市長

学区名
団体名

住 所 仙台市 _____ 区 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

クリーン仙台推進員について、下記のとおり推薦書兼変更・退任届を提出します。

【推薦枠】500世帯未満の団体：5名以内、500世帯以上の団体：10名以内

※推進員の委嘱を受けていた方を再度推薦する場合は「再任」を選択願います。（過去に推進員を経験した方で、期間が空いた方を再度推薦する場合も「再任」となります。）

推薦(新任 ・ 再任)・ 変更(住所等) ※該当事由に○印		退任 ※退任者を記入
1	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏名	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区	【退任理由】※該当事由に○印 役員交代
	電話番号 — —	その他 ()
	団体役職(就かれている場合) ()	
	事務処理欄 推進員No. — — 1 —	
推薦(新任 ・ 再任)・ 変更(住所等) ※該当事由に○印		退任 ※退任者を記入
2	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏名	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区	【退任理由】※該当事由に○印 役員交代
	電話番号 — —	その他 ()
	団体役職(就かれている場合) ()	
	事務処理欄 推進員No. — — 1 —	
推薦(新任 ・ 再任)・ 変更(住所等) ※該当事由に○印		退任 ※退任者を記入
3	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏名	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区	【退任理由】※該当事由に○印 役員交代
	電話番号 — —	その他 ()
	団体役職(就かれている場合) ()	
	事務処理欄 推進員No. — — 1 —	

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印					
4	(ふりがな)				
	氏名				
	住 所	〒	—	仙台市	区
	電話番号	—	—		
	団体役職(就かれている場合) ()				
	事務処理欄	推進員No.	—	—	— 1 —

退任 ※退任者を記入					
(ふりがな)					
氏名					
【退任理由】※該当事由に○印					
役員交代					
その他 ()					

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印					
5	(ふりがな)				
	氏名				
	住 所	〒	—	仙台市	区
	電話番号	—	—		
	団体役職(就かれている場合) ()				
	事務処理欄	推進員No.	—	—	— 1 —

退任 ※退任者を記入					
(ふりがな)					
氏名					
【退任理由】※該当事由に○印					
役員交代					
その他 ()					

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印					
6	(ふりがな)				
	氏名				
	住 所	〒	—	仙台市	区
	電話番号	—	—		
	団体役職(就かれている場合) ()				
	事務処理欄	推進員No.	—	—	— 1 —

退任 ※退任者を記入					
(ふりがな)					
氏名					
【退任理由】※該当事由に○印					
役員交代					
その他 ()					

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印					
7	(ふりがな)				
	氏名				
	住 所	〒	—	仙台市	区
	電話番号	—	—		
	団体役職(就かれている場合) ()				
	事務処理欄	推進員No.	—	—	— 1 —

退任 ※退任者を記入					
(ふりがな)					
氏名					
【退任理由】※該当事由に○印					
役員交代					
その他 ()					

クリーンメイト 推薦書兼変更・退任届

年 月 日

(あて先)仙台市長

学区名
団体名

住 所 仙台市 _____ 区 _____

代表者氏名

電話番号

クリーンメイトについて、下記のとおり推薦書兼変更・退任届を提出します。

※メイトの委嘱を受けていた方を再度推薦する場合は「再任」を選択願います。（過去にメイトを経験した方で、期間が空いた方を再度推薦する場合も「再任」となります。）

推薦(新任 ・ 再任)・ 変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
1	(ふりがな)				(ふりがな)
	氏名				氏名
	住 所 〒	—	仙台市	区	【退任理由】 ※該当事由に○印
	電話番号	—	—		役員交代
	団体役職(就かれている場合)	()			その他()
事務処理欄 メイトNo.	—	—	— 2 —		
推薦(新任 ・ 再任)・ 変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
2	(ふりがな)				(ふりがな)
	氏名				氏名
	住 所 〒	—	仙台市	区	【退任理由】 ※該当事由に○印
	電話番号	—	—		役員交代
	団体役職(就かれている場合)	()			その他()
事務処理欄 メイトNo.	—	—	— 2 —		
推薦(新任 ・ 再任)・ 変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
3	(ふりがな)				(ふりがな)
	氏名				氏名
	住 所 〒	—	仙台市	区	【退任理由】 ※該当事由に○印
	電話番号	—	—		役員交代
	団体役職(就かれている場合)	()			その他()
事務処理欄 メイトNo.	—	—	— 2 —		

裏面につづく

(R05.03)

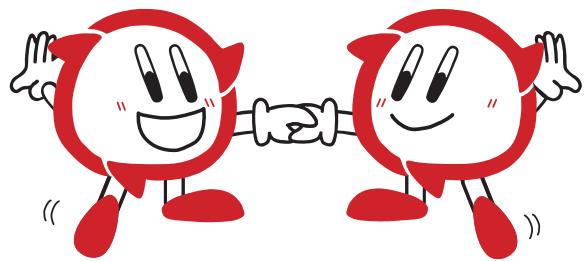
推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
4	(ふりがな)			(ふりがな)	
	氏名			氏名	
	住 所 〒		—	仙台市	区
	電話番号		—	—	
	団体役職(就かれている場合) ()			【退任理由】 ※該当事由に○印	
	事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			役員交代 その他 ()	
推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
5	(ふりがな)			(ふりがな)	
	氏名			氏名	
	住 所 〒		—	仙台市	区
	電話番号		—	—	
	団体役職(就かれている場合) ()			【退任理由】 ※該当事由に○印	
	事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			役員交代 その他 ()	
推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
6	(ふりがな)			(ふりがな)	
	氏名			氏名	
	住 所 〒		—	仙台市	区
	電話番号		—	—	
	団体役職(就かれている場合) ()			【退任理由】 ※該当事由に○印	
	事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			役員交代 その他 ()	
推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印				退任 ※退任者を記入	
7	(ふりがな)			(ふりがな)	
	氏名			氏名	
	住 所 〒		—	仙台市	区
	電話番号		—	—	
	団体役職(就かれている場合) ()			【退任理由】 ※該当事由に○印	
	事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			役員交代 その他 ()	

クリーン仙台推進員 クリーンメイト 活動の手引き

令和5年7月

編集・発行 仙台市環境局廃棄物事業部家庭ごみ減量課

(TEL) 022-214-8227 (FAX) 022-214-8277



この冊子はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。 再生紙使用